

エストニア

商標規則

2007年7月5日規則 No. RTL 2007, 58, 1045 により改正

2007年7月16日施行

目次

第1章 商標登録の出願に係る方式及び実質要件, 特許庁への提出対象となるその他の書類及び係る書類の提出手続

第1部 一般的要件

規則1 用語の定義

規則2 書類提出に係る一般的要件

規則3 書類の部数

規則4 書類に係る言語及び翻訳要件

規則5 翻訳に係る一般的要件

規則6 翻訳の正確性及びその訂正

規則7 文章による書類の記入に係る一般的要件

第2部 委任状の提出に係る方式及び実質要件及び手続並びに国の手数料の納付を証明するデータ

規則8 委任状

規則9 商標に係る行為の履行のために発行された委任状における不一致

規則10 委任状の提出

規則11 国の手数料の納付に関する情報

規則12 国の手数料の納付に関する情報の提出

第3部 商標登録の出願に係る方式及び実質要件及び係る書類の提出手続

規則13 商標登録出願の提出

規則14 商標登録の出願書類

規則15 商標登録を求める願書において提出すべきデータ

規則16 出願人に関する情報

規則17 出願人のその他の連絡先詳細

規則18 出願人の代理人に関する情報

規則19 商標の表示

規則20 商標の説明

規則21 類番号を付してニース分類に従って分類した商品及びサービスの一覧

規則22 優先権の主張

規則23 署名

規則24 団体標章規約及びその提出

規則25 保証標章規約及びその提出

規則 26 優先権の主張を証明する書類及びその提出

第 4 部 特許庁への提出対象となるその他の書類に係る方式及び実質要件

規則 27 商標の法的保護期間の更新に係る申請

規則 28 商標のライセンスに関する登録簿への記入を行うための申請

規則 29 商標の使用許諾に関する登録簿への記入を抹消する申請

規則 30 商標の質権に関する登録簿への記入を求める申請

規則 31 質権契約書の条件の補正を求める申請

規則 32 質権者の変更を求める申請

規則 33 動産に対する登録担保の順位変更を求める申請

規則 34 動産に対する登録担保に関する記入の抹消を求める申請

規則 35 商標の譲渡の登録簿への記入を求める申請

規則 36 商標の譲受の登録簿への記入を求める申請

規則 37 出願又は登録の分割を求める申請

規則 38 出願又は登録におけるデータの補正の登録簿への記入を求めるその他の申請の場合

規則 39 登録データの誤記の訂正を求める申請

規則 40 登録証の副本の発行を求める申請

規則 41 出願の取下及び商標の権利放棄

規則 42 登録簿からの商標の抹消を求めるその他の申請の場合

規則 43 登録簿における処分の禁止を求める申請

規則 44 その他の通知及び書類の特許庁への提出

第 2 章 特許庁の公式刊行物「エストニア商標公報」の構成及び公開手続

規則 45 「エストニア商標公報」の目的

規則 46 国際規格

規則 47 商標公報の刊行

規則 48 商標公報の章立て

規則 49 商標公報の表題ページ

規則 50 第 1 部「商標を登録する旨の決定に関する通知」

規則 51 第 2 部「国際登録を登録する旨の決定に関する通知」

規則 52 第 3 部「登録商標」

規則 53 第 4 部「登録データの補正及び訂正」

規則 54 「商標の法的保護期間の更新」の細分

規則 55 「商標の使用許諾」の細分

規則 56 「商標の質権設定」の細分

規則 57 「商標の譲渡」の細分

規則 58 「商標の譲受」の細分

規則 59 「登録の分割」の細分

規則 60 「登録データのその他の変更」の細分

規則 61 「登録データの訂正」の細分

- 規則 62 「登録証の副本の発行」の細分
- 規則 63 「登録簿からの商標の抹消」の細分
- 規則 64 第 5 部「工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 3 で保護される国の記章，監督用及び証明用の公の記号及び印章，政府間機関の記章，略称及び名称」
- 規則 65 第 6 部「商標に関連する法令及びその他の情報」
- 規則 66 第 7 部「登録された地理的表示」
- 規則 67 第 8 部「地理的表示国家登録簿の補正」
- 規則 68 第 9 部「地理的表示に関連する法令及びその他の情報」
- 規則 69 第 10 部「各種一覧」
- 規則 70 商標公報に係る方式要件

第 3 章 登録証に係る方式要件及び様式記入手続

- 規則 71 登録証の定義
- 規則 72 国際規格
- 規則 73 登録証の内容
- 規則 74 登録証の表紙の表面におけるデータ及び必要情報
- 規則 75 登録証の情報頁におけるデータ及び必要情報
- 規則 76 登録証の表紙についての方式要件
- 規則 77 登録証の情報頁に係る方式要件
- 規則 78 登録証の製本
- 規則 79 登録証の発行
- 規則 80 登録証の副本の様式化及び発行

第 4 章 登録簿の参照手続及び登録簿のデータの公表

- 規則 81 特許庁のウェブサイト上のデータの公開
- 規則 82 登録簿の書面情報の公表
- 規則 83 登録簿の書面情報の公表を求める申請
- 規則 84 登録ファイル又は記入データの調査
- 規則 85 登録ファイル又は記入データの調査を求める申請
- 規則 86 登録ファイルの書類の写し及び記入の転写の発行
- 規則 87 登録ファイル書類の写し及び記入の転写の公表を求める申請

第 5 章 商標の国際登録出願の特許庁への提出手続

- 規則 88 商標の国際登録出願の提出
- 規則 89 商標の国際登録出願の提出に対する制限
- 規則 90 国際出願に含まれる書類の部数
- 規則 91 国際出願に含まれる書類についての言語及び翻訳の要件
- 規則 92 国際登録出願のフォーマット
- 規則 93 国際出願に含まれる書類
- 規則 94 商標の国際登録出願において提出すべきデータ
- 規則 95 データ欄 1 省庁が本国官庁である締約国

- 規則 96 データ欄 2 国際出願を提出する者
- 規則 97 データ欄 3 出願を提出する権利
- 規則 98 データ欄 4 代理人
- 規則 99 データ欄 5 基礎登録又は基礎出願
- 規則 100 データ欄 6 優先権の主張
- 規則 101 データ欄 7 商標の表示
- 規則 102 データ欄 8 色彩の一覧
- 規則 103 データ欄 9 各種データ
- 規則 104 データ欄 10 ニース分類に基づいて分類された商品及びサービスの一覧で類番号を付したものの
- 規則 105 データ欄 11 指定締約国
- 規則 106 データ欄 12 国際出願を提出する者又はその者の代理人の署名
- 規則 107 データ欄 13 本国官庁の証明及び署名
- 規則 108 手数料計算の頁
- 規則 109 商標又はサービスマークの使用目的に係る出願
- 規則 110 代理人の選任に係る明細
- 規則 111 国際登録出願の文章の書類を記入するための明細
- 規則 112 国際出願における誤記及びその訂正
- 規則 113 国際登録に続く指定を求める出願

第 6 章 欧州共同体商標の出願を特許庁に提出する手続

- 規則 114 特許庁を通じた欧州共同体商標の登録出願手続
- 規則 115 欧州共同体商標意匠庁に共同体商標の出願の転送する場合の特許庁の行為

第 7 章 共同体商標出願又は共同体商標の国内出願への出願変更を求める出願処理における特許庁の行為

- 規則 116 記録の開始及び登録簿におけるデータの記入
- 規則 117 変更出願を提出する者の通知
- 規則 118 取り下げとみなされる変更出願
- 規則 119 例外

第 8 章 実行規定

- 規則 120 法令の廃止
- 規則 121 施行規定

第1章 商標登録の出願に係る方式及び実質要件，特許庁への提出対象となるその他の書類及び係る書類の提出手続

第1部 一般的要件

規則1 用語の定義

本規則で用いられる商標分野における用語で，特許法に定義されていない用語は，工業所有権の保護に関するパリ条約，標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書，商標法条約並びにエストニア議会及びその施行法によって批准された商標分野におけるその他の国際協定において定める定義に従って解釈される。

規則2 書類提出に係る一般的要件

- (1) 法又は本規則により別段の定めがない限り，公証された若しくは特許庁が公式に認証した書類の原本又はその写しを特許庁に提出しなければならない。
- (2) 特許庁は，他の情報源から書類の正確性を点検することができる場合は，書類のファックス・コピーの提出を認容することができる。
- (3) 書類は，特許庁の受付部門に直接又は郵送で提出しなければならない。書類は，1年中毎日24時間，特許庁に開設された工業所有権対象物の法的保護の登録出願用の郵便箱に投函することもできる。

規則3 書類の部数

書類は1部を特許庁に提出する。彩色された商標の場合は，80×80 mmの寸法の彩色された商標の複製5部を登録出願(以下「出願」という)に付属しなければならない。

規則4 書類に係る言語及び翻訳要件

- (1) 通例，書類はエストニア語で特許庁に提出しなければならない。
- (2) 特許庁に提出する書類における言語の使用は，言語法の意味するエストニア文字規格を遵守しなければならない。
- (3) 書類を外国語で提出する場合は，特許庁の請求があれば，係る請求日後2月以内にエストニア語への翻訳文を提出しなければならない。

規則5 翻訳に係る一般的要件

- (1) 特許庁に提出する書類の翻訳文は，書類の原本と対応しなければならない。
- (2) 翻訳者又は特許代理人は，翻訳文の真正性について責任を負わなければならない。翻訳文の真正性は，本文の末尾に記載する「私は翻訳文が真正であることを確認する」旨の記述及び翻訳者又は特許代理人の署名により確認されるものとする。署名は読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。
- (3) 翻訳が宣誓翻訳者によって作成された場合，宣誓翻訳者は，宣誓翻訳者の翻訳証明について規定された手続に従って自己の翻訳を証明することができる。

規則 6 翻訳の正確性及びその訂正

- (1) 反証がない限り、翻訳文は正確であると推定される。
- (2) 商標登録を出願する者(以下「出願人」という)、商標所有者又は商標に関連する行為を申請するその他の者は、外国語の文章の明らかな文言及びスペルミスを訂正するために、これに対応する訂正を翻訳文において行うよう申請することができる。

規則 7 文章による書類の記入に係る一般的要件

- (1) すべての書類は、A4 フォーマット(210×297 mm)の、白色で厚みがあり丈夫で柔軟な無光沢用紙に記入して、提出しなければならない。
- (2) 各用紙は、縦長のフォーマットを用いなければならない。
- (3) 書類の左余白は、当該書類を製本できる程度の幅がなければならない(最低 20 mm)。
- (4) 書類の文章は、タイプ打ち、印刷又は別の技術方法を用いて提示しなければならない。
- (5) 単一の標識及び符号は、黒インク、万年筆又は墨汁を用いて手書きすることができる。
- (6) 書類の文章は、最低 1.5 行の間隔でタイプ打ちしなければならない。ワードプロセッサを用いる場合は、文字サイズは最低 12 ポイントでなければならない。タイプライターを用いる場合、大文字の高さは最低 2.1 mm でなければならない。
- (7) 書類は、黒い消去不能な変色しないインクを用いて、かつ一般的に使用されるすべての複写装置を用いて無制限の部数の書類を複写できるようなコントラストを付けて、タイプ打ちしなければならない。
- (8) 書類の用紙は、汚れたり、折り曲げられたものであってはならない。用紙は、目に見える紙の不具合、折り目、印刷若しくは複写時に作られたしみ、点若しくは線又はその他更に複写することによって可視化しやすい不具合があってはならない。

第2部 委任状の提出に係る方式及び実質要件及び手続並びに国の手数料の納付を証明するデータ

規則8 委任状

(1) 委任状は、1 若しくは複数の出願の提出又はその他の商標に係る行為の履行に関して、商標分野における業務に係る特許代理人の資格を付与されている1 若しくは複数の特許代理人(以下「特許代理人」という)に対して付与される。

(2) 商標法第13条(3)に定める共通の代表者には、以下の場合に委任状が発行される。

- 1) 当該代表者の権限の範囲の制限が要求される場合
- 2) 共通の代表者が代表者の立場で登録出願に署名した場合
- 3) 出願人のいずれかが登録出願に署名しなかった場合
- 4) 共通の代表者が出願提出後に選任された場合

(3) 委任状には、次の事項を記載しなければならない。

- 1) 代理される者の姓名、居所若しくは事業の本拠地の宛先又は代理される者が法人の場合は、その者の名称及び本拠地の宛先
- 2) 委任される特許代理人の姓名
- 3) 共通の代表者が自然人の場合は、当該自然人の姓名。共通の代表者が法人の場合は、当該法人の名称
- 4) 委任の範囲、但し、共通の代表者の場合は、委任の制限が要求されない範囲とする
- 5) 委任が特定の期間について行われる場合は、委任の期間
- 6) 代理される者の署名、法人の場合はその法人代表者の署名
- 7) 委任状の発行場所及び日付

(4) 代理される者の署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。代理される者が法人の場合は、署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない。

(5) 特許庁との手続の履行にあたり、規則18(2)又は(3)で要求される情報が記入され、かつ、すべての出願人が署名した登録出願は、委任を証明し、委任状の代用となる書類として認められるものとする。係る場合には、共通の代表者の場合における出願の譲渡を除き、商標に関連するすべての手続の履行が共通の代表者及び特許代理人の委任範囲であるとみなすものとする。

規則9 商標に係る行為の履行のために発行された委任状における不一致

(1) 商標に係る行為の履行については、代理される者が、特許代理人に対して直接の委任のみを付与しなければならない。代理権は、たとえ委任状に係る権利を定めるとしても、権限の委任という形で受領又は移転されるものではない。

(2) 複数の特許代理人の名義で発行された単一の委任状の場合は、特許代理人の権限の制限を委任状が定めていない限り、委任状に記載されたすべての特許代理人は等しく委任されたとみなされる。特許庁は、特定の特許代理人の権限の範囲を考慮して、委任状に記載された特許代理人のいずれかと手続を履行する権利を有する。

(3) 委任の有効期間の開始日が委任状に定められていない場合は、委任の期間は委任状の署名日から開始するものとする。特許代理人が行為の履行後に委任状を提出した場合は、これが委任状の内容に抵触しない限り、特許代理人法第3条(1)に基づいて、当該行為の履行日が

委任付与日であるとみなされる。

(4) 共通の代表者に付与された委任状は、出願の譲渡を除けば、出願処理に係る行為の履行に関する委任の付与に限り有効である。登録商標に係る行為の履行に関して共通の代表者に付与された委任状は、無効とする。

(5) 委任の有効期間が委任状に表示されていない場合、委任状は不特定の期間について発行されているとみなされる。

(6) 委任状に定められた特許代理人が、特許代理人国家登録簿に記入されていなかった場合又は商標分野における業務に係る特許代理人の資格を付与されていなかった場合には、委任状は無効とみなされる。

(7) 同じ手続の履行に関して複数の委任状が異なる者に対して発行されている場合、特許庁は、より最新の委任状によって委任されている者に対して通信文を送付するものとする。

(8) 出願人の新代表者又は商標所有者の新代表者が商標に係る行為の履行に関する申請を提出した場合、係る代表者は委任状により付与された権限の最大限まで代理することを委任されたとみなされ、委任状が別途明示的に定めない限り、商標及びサービスマーク登録簿に代表者として記入されるものとする。

規則 10 委任状の提出

(1) 特許代理人を介して出願を提出し、かつ、特許代理人が商標登録願書に署名する場合は、出願提出日又は出願提出日の後 2 月以内に委任状を提出しなければならない。

(2) エストニアに居所、本拠地又は営業している商業上若しくは工業上の事業を有しない者が自ら出願を提出する場合、係る者は商標に係る更なる行為の履行を特許代理人に委任しなければならない。委任状は、出願の提出日後 2 月以内に提出しなければならない。

(3) 複数の出願人がおり、かつ、出願人の共通の代表者のみが商標登録出願に署名する場合、委任状は出願の提出日に又は出願の提出日後 2 月以内に提出しなければならない。

(4) 商標に係る別の行為の履行に関する委任状は、当該行為の履行を求める申請に添えて、特許庁が定める期日までに提出しなければならない。

(5) 商標に係る行為の履行に関して先に提出した委任状が有効である場合は、先の委任状を提出した商標の出願又は登録番号を特許庁に通知しなければならない。

(6) (廃止 - 2007 年 7 月 16 日施行 02.030.2007 - RTL 2007, 58, 1045)

規則 11 国の手数料の納付に関する情報

(1) 国の手数料は、国の手数料納付用に指定された財務省の銀行口座に納付しなければならない。100 クローンまでの国の手数料は、特許庁の受付部門において現金で納付することができる。

(2) 国の手数料を銀行口座に納付する場合は、特許庁に対して、国の手数料の納付に関する以下の情報を提出しなければならない。

1) 納付書類の番号

2) 納付日

3) 納付者の名称

4) 納付した金額

5) 国の手数料の納付に係る法律名又は国の手数料法の関連条文の番号

- 6) 出願番号，商標登録番号又はそれがないときは商標の識別を可能にするデータ
 - 7) 納付者の署名
- (3) 署名は，読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。出願人が法人の場合は，願書に署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない。

規則 12 国の手数料の納付に関する情報の提出

- (1) 国の手数料の納付に関するデータは，商標法に規定する条件を考慮して，出願人，商標所有者又は商標に係る別の行為の履行を申請する者が特許庁に提出しなければならない。
- (2) 国の手数料の納付に関するデータは，出願又は登録ごとに別個に提出しなければならない。複数の出願又は登録に係る行為の履行に関して国の手数料を納付する場合は，納付額の行為間での配分を記載する追加の一覧を提出しなければならない。
- (3) 出願人，商標所有者又は商標に係る別の行為の履行を申請する者が国の手数料の納付に関するデータを期日までに特許庁に提出した場合は，国の手数料は期日通りに納付されたとみなされる。
- (4) 出願人，商標所有者又は商標に係る別の行為の履行を申請する者が，国の手数料の納付に関するデータを期日までに特許庁に提出したが，要求された金額で納付した国の手数料が国の手数料納付用に指定された財務省の銀行口座に入金されなかった場合には，国の手数料の納付を立証するために，特許庁はデータを提出した者に対し，国の手数料の納付の証拠として銀行が証明した書類を提供することを要求することができる。
- (5) (4)に定める立証の結果，データを提出した者が国の手数料を納付していなかったことが判明した場合，出願は取り下げられたものとみなされ，特許庁は，国の手数料納付による行為を履行しないものとする。
- (6) 国の手数料納付用に指定された財務省の銀行口座に国の手数料が納付されたが，出願人，商標所有者又は商標に係る別の行為の履行を申請する者が国の手数料の納付に関するデータを期日までに特許庁へ提出せず，結果として当該出願が取り下げられたものとみなされた場合又は特許庁が国の手数料納付による行為を履行することができない場合には，国の手数料の納付者は，国の手数料の還付を受ける権利を有する。

第3部 商標登録の出願に係る方式及び実質要件及び係る書類の提出手続

規則13 商標登録出願の提出

(1) 出願は、直接、郵便又はファックスにより特許庁の受付部門に提出しなければならない。出願は、1年中毎日24時間、特許庁に開設された工業所有権対象物の法的保護の登録出願用の郵便箱に投函することもできる。出願は、ウェブサイト経由(アドレス: www.epa.ee)の電子の様式でも特許庁に提出することができる。

(2) 特許庁が実際に出願を受領した日が出願の提出日とみなされる。この規定は、郵便又は配達サービスを用いて出願を引き渡す場合にも適用する。

(3) ファックスで提出した出願の原本は、係る書類の提出について法又は本規則がより早い日を定めていない限り、商標法第37条(1)に従って特許庁が定める日までに提出しなければならない。

規則14 商標登録の出願書類

(1) 出願は、以下を記載しなければならない。

- 1) 商標登録を求める願書
 - 2) 出願人が代理人を有する場合は、委任状又は先に提出した委任状への言及
 - 3) 商標法第29条(1)及び(2)に従って条約優先権を申請する場合は、条約優先権を証明する書類
 - 4) 商標法第29条(3)及び(4)に従って博覧会優先権を申請する場合は、博覧会優先権を証明する書類
 - 5) 国の手数料の納付に関する情報
 - 6) 出願が団体標章に関する場合は、団体標章の規約
 - 7) 出願が団体標章に関する場合は、団体の構成員の一覧
 - 8) 登録出願が保証標章に関する場合は、保証標章の規約
- (2) 出願人が必要と認める場合、出願人はその他の書類を出願に含めることができる。

規則15 商標登録を求める願書において提出すべきデータ

(1) 商標登録を求める願書には、次のものを含まなければならない。

- 1) 商標登録の請求
- 2) 出願人の名称、居所又は本拠地の宛先及び出願人が希望する場合は出願人のその他の詳細
- 3) 特許代理人を介して出願を提出する場合は、出願人を代理する特許代理人の名称
- 4) 出願人が共通の代表者を有する場合は、共通の代表者の名称
- 5) エストニアにおいて営業し、かつ、その居所又は本拠地が外国にある者に属する商業上又は工業上の事業の宛先。但し、係る者を特許代理人が代理しない場合に限る
- 6) 商標の表示
- 7) ニース分類に従って分類した商品及びサービスの一覧で類番号を付したもの
- 8) 条約優先権を申請する場合は、条約優先権に関する要件
- 9) 博覧会優先権を申請する場合は、博覧会優先権に関する要件
- 10) 商標の表示が彩色されている場合は、色彩の一覧
- 11) 標章が立体標章の場合は、その旨の陳述書

- 12) 標章が団体標章の場合は、その旨の陳述書
 - 13) 標章が保証標章の場合は、その旨の陳述書
 - 14) 出願書類の一覧
 - 15) 出願人の又は出願人の代理人の署名
- (2) 商標登録出願は、商標の説明、外国語の単語で構成される商標の部分の翻訳及び音訳、保護の対象とならない商標の構成要素の一覧及び国の手数料の納付に関するデータを含めることができる。
- (3) 別表 1 の要件に適合する白紙の用紙にて、商標登録出願を提出することが望ましい。
- (4) 商標登録出願のデータ欄に記載しきれない情報は、商標登録出願に署名する者と同じ者が署名した 1 枚又は複数枚の追加用紙に記載することができる。

規則 16 出願人に関する情報

- (1) 商標登録を求める願書には、出願人がエストニア出身又は外国出身であるか及び出願人が自然人又は法人であるかを表示しなければならない。
- (2) 自然人に関する情報は、その者の姓名及び居所の完全な宛先で構成され、その者が事業を有する場合には、出願人の居所又は事業の本拠地の完全な宛先で構成されるものとする。自然人の名称のどの部分が名でどの部分が姓であるかが名称から明らかでない場合は、姓に下線を引くか又はその他の方法で示すものとする。
- (3) 法人に関する情報は、商業登録簿、非営利団体及び財団登録簿又は当該法人の本国の法律に基づく別の公的登録簿に記入された法人の完全な名称若しくは略称及び法人の本拠地の完全な宛先で構成されるものとする。
- (4) 出願人の居所又は本拠地がエストニア国外に所在する場合は、宛先に加えて、世界知的所有権機関(以下「WIPO という」)の国の識別のための Standard ST. 3 に基づく 2 文字の国コードを表示しなければならない。
- (5) 出願人の居所又は本拠地が連邦国家内にある場合は、宛先には国名に加えて連邦国家名を表示しなければならない。都市又は他の集落の名称は、下線を引くか又はその他の方法で示さなければならない。
- (6) 複数の出願人がいる場合は、すべての出願人に関する情報を提出しなければならない。
- (7) 出願人は、出願人に関する情報の如何なる変更についても特許庁に通知することを要する。係る通知がない場合は、特許庁に伝達された情報を当該処理において用いるものとする。

規則 17 出願人のその他の連絡先詳細

- (1) 出願人に関する情報には、電話番号及びファックス番号を追記することが望ましく、また出願人が法人の場合は、登録簿コードも追記することが望ましい。
- (2) 出願人は、特許庁が通信文を居所又は本拠地の宛先以外の宛先に送付することを希望する場合は、対応するデータを出願に追記することができる。

規則 18 出願人の代理人に関する情報

- (1) 特許代理人又は出願人が複数の場合には係る出願人の中から選出された共通の代表者が、出願人の代理人として行為できる。
- (2) 特許代理人に関する情報は、その姓名及びエストニア人特許代理人国家登録簿の当該特

許代理人の登録番号で構成されるものとする。

(3) 共通の代表者に関する情報は、その名称で構成されるものとする。共通の代表者の名称は、出願人の名称としての共通の代表者の名称と一致していなければならない。

(4) 共通の代表者及び特許代理人の双方が委任を受けており、特許庁との連絡についてどちらに委任しているかを出願人が書面で明らかにしていない場合、特許庁は、特許代理人に通信文を送付するものとする。

規則 19 商標の表示

(1) 商標の図形表示は、80×80 mmの寸法で提出しなければならない。

(2) デザインを伴わない白黒の文字標章は、サイズ 24 の Universe Bold のフォントを用いた標準的文字により表現することが望ましい。寸法が 80×80 mmの欄に当該文字標章を記載しきれない場合は、フォントを必要なサイズに縮小するものとする。出願人が表示において標準的文字に Universe Bold のフォントを用いず、商標の説明に当該標章が文字標章であることを表示する場合は、特許庁は、フォントを変更し、商標は、Universe Bold を用いた標準的文字により登録されるものとする。

(3) デザインにより表現された商標、組合せ商標及び立体的な商標は、出願人が選択する方式により表現するものとする。

(4) 商標に対する法的保護を一定の色彩の組合せで申請する場合には、商標の表示は彩色していなければならない。

(5) 特許庁は、商標の有効サンプルの提出を要求することができる。

規則 20 商標の説明

(1) 商標が団体標章の場合は、商標登録出願にその旨を注記しなければならない。

(2) 商標が保証標章の場合は、商標登録出願にその旨を注記しなければならない。

(3) 商標の種類、すなわち、当該標章が文字標章であるか、デザインにより表現される商標であるか、組合せ商標であるか又は立体商標であるかを、商標登録出願に表示しなければならない。

(4) 商標の表示が彩色されている場合は、色彩の一覧を含めなければならない。色彩の一覧は、表示に用いる色彩と一致していなければならない。

(5) 外国語の単語又は単語の一部が使用されている場合は、エストニア語への翻訳文及び必要な場合は音訳を含めなければならない。

(6) 商標法第 9 条(3)に基づく保護の対象とならない商標の要素を構成する要素又は部分が商標に含まれる場合であって、出願人が商標登録の決定においてそれらの記載を希望する場合には、係る要素及び部分は、商標登録出願において一覧にしなければならない。

規則 21 類番号を付してニース分類に従って分類した商品及びサービスの一覧

(1) 商標が使用される指定に関する商品及び/又はサービスは、ニース分類に従う商品及びサービスの対応する類番号を付して、商標登録出願に表示しなければならない。

(2) 商品及びサービスの類番号は、最新のニース分類に従って決定しなければならない。

(3) 商品及びサービスの一覧の提出は義務である。商品及びサービスの一覧は、「類全体」等の表現で置き換えてはならない。

(4) 第 45 類においては、「第三者が個人に対してその必要性を満たすために提供する私的及び社会的サービス」との表現を用いてはならない。代わりに、出願人が商標登録を希望するマーキングに関する具体的なサービスを一覧しなければならない。

(5) 出願提出日に提出した商品及びサービスの一覧を後日拡大してはならない。商品及びサービスの一覧を後日制限することはできる。

規則 22 優先権の主張

(1) 出願人が優先権を立証するために商標法第 29 条に規定する機会を利用することを希望する場合、優先権の主張は、出願提出日に又は出願提出日後 2 月以内に提出しなければならない。

(2) 優先権の主張は、商品及びサービスの一覧において表示された商品又はサービスの全部又は一部について提出することができる。

(3) 商品及びサービスの一覧において表示されたすべての商品又はサービスに関して優先権の主張を提出しない場合には、優先権の主張が提出された商品又はサービスの一覧を提出しなければならない。

(4) 条約優先権を求める申請の際は、最初の出願番号、優先日及び国名又は 2 文字の国コードを表示しなければならない。

(5) 博覧会優先権を求める申請の際は、優先日(商標により指定される展示品が公式の博覧会において展示された日)、博覧会の名称及び国名又は 2 文字の国コードを表示しなければならない。

規則 23 署名

(1) 商標登録の出願は、出願人又は委任を受けた場合は特許代理人が署名しなければならない。複数の出願人がいる場合はすべての出願人若しくは特許代理人が又は共通の代表者が委任状を保有する場合は出願人の当該共通の代表者が出願に署名しなければならない。

(2) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。出願人が法人の場合は、出願に署名した法人代表者の肩書を表示しなければならない。

(3) 出願に署名する場合は、署名日を表示しなければならない。

(4) 商標登録出願の追加用紙での出願は、(1)から(3)に規定する要件に適合しなければならない。

規則 24 団体標章規約及びその提出

(1) 団体標章規約は、有効な行為能力を有する者の団体の名称及び本拠地の宛先、団体の構成員になるための条件及び手続並びに商標を使用するための条件及び手続を含むものとする。

(2) 商品及びサービスが団体標章で指定された団体の構成員の一覧を当該規約に添付しなければならない。

(3) 団体標章規約には、商品又はサービスの品質又はその他の特性、商標使用の監視並びに商標使用条件又は団体の構成員が合意の要件であると認めるその他の条件の違反について定めた責任に関する規定を含めることができる。

(4) 団体標章規約の原本又はその公式に認証された写し又は特許庁が認証した団体標章規約の写しを特許庁に提出しなければならない。

(5) 団体標章規約又は団体の構成員の一覧を補正する場合は、新しい団体標章規約又は団体の構成員の一覧を特許庁に提出しなければならない。

規則 25 保証標章規約及びその提出

(1) 保証標章規約は、名称及び居所又は本拠地の宛先並びに品質管理基準として使用することができる保証標章で指定された商品及びサービスに要求される共通の特徴の一覧を含まなければならない。

(2) 保証標章規約は、商品及びサービスの品質又はその他の特徴、商標使用の監視並びに商標使用条件又は保証標章について当該出願人が要求することを必要とみなすその他の条件の違反について定めた責任に関する規定を含むことができる。

(3) 保証標章規約の原本又はその公証された写し又は特許庁が認証する保証標章規約の写しを特許庁に提出しなければならない。

(4) 保証標章規約に何らかの変更があった場合は、新しい保証標章規約を特許庁に提出しなければならない。

規則 26 優先権の主張を証明する書類及びその提出

(1) 出願において優先権を主張する場合は、優先権を証明する書類を、出願提出日又は出願提出日後 3 月以内に提出しなければならない。

(2) 条約優先権を証明する書類とは、最初の出願を受領した行政機関が出願人に発行し、最初の出願の情報を記載している証明書である。

(3) 条約優先権を証明する書類は、最初の出願の番号、最初の出願の提出日、最初の出願を提出した国名又はその 2 文字の国コード、商標の表示、最初の出願を提出した者の名称及び居所又は本拠地の宛先並びに最初の出願に含まれた商品又はサービスの一覧を含まなければならない。

(4) 博覧会優先権を証明する書類とは、博覧会の運営者が発行した書類であって、当該博覧会が商標法第 29 条(4)に規定する要件を遵守していること及び当該博覧会において当該商標が使用されたことを証明し、かつ、当該商標が指定する商品又はサービスを展示した者の名称、係る商品及びサービスの一覧並びに博覧会におけるこれらの公の展示日を記載したものをいう。

(5) 最初の出願を受領した行政機関又は博覧会の運営者が出願人に発行した優先権を証明する書類の原本を特許庁に提出しなければならない。

(6) 優先権を証明する書類の写しは受理されないものとする。

(7) 複数の最初の出願に基づいて優先権を主張する場合は、これらすべての出願に関する優先権を証明する書類を提出しなければならない。

第4部 特許庁への提出対象となるその他の書類に係る方式及び実質要件

規則27 商標の法的保護期間の更新に係る申請

(1) 商標の法的保護期間の更新のため、商標所有者は、国の手数料の納付に関するデータを添付して、申請書を提出しなければならない。

(2) 商標所有者の委任を受けた代理人が申請書を提出する場合は、委任状又は先に提出した委任状への言及を申請書に添付しなければならない。

(3) 期間の更新申請において、次の情報を記載しなければならない。

- 1) 期間更新を求める請求
- 2) 登録番号
- 3) 商標所有者の名称及び居所又は本拠地の宛先
- 4) 商標所有者が代理人を有する場合は、商標所有者の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細
- 5) 商標所有者又は商標所有者の代理人の署名

(4) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。出願人が法人である場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない。申請に署名する際には、署名日を表示しなければならない。

規則28 商標のライセンスに関する登録簿への記入を行うための申請

(1) ライセンスに関する登録簿への記入を行うためには、実施許諾者又は実施権者は、ライセンス契約書若しくは特許庁が公式に認証したその写し又は記入のために必要なデータを含む特許庁が公式に認証した抜粋並びに国の手数料の納付に関するデータを添付した申請書を提出しなければならない。

(2) 実施許諾者又は実施権者の委任を受けた代理人が申請書を提出する場合は、委任状又は先に提出した委任状への言及を申請書に添付しなければならない。

(3) ライセンスに関する登録簿への記入を求める申請は、次のデータを含まなければならない。

- 1) ライセンスに関する登録簿への記入を求める請求
- 2) 登録番号
- 3) 実施許諾者又は実施権者のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
- 4) ライセンスの性質(非排他的又は排他的実施権又は再実施権)、領域的な範囲及び商品及びサービスに関する範囲
- 5) ライセンスの期間
- 6) 申請人が代理人を有する場合は、申請人の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細
- 7) 申請人又は申請人の代理人の署名

(4) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。申請人が法人である場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない。申請に署名する際には、署名日を表示しなければならない。

(5) 申請には、実施許諾者又は実施権者が登録簿への記入を必要と認める他の関連情報を含むことができる。

規則 29 商標の使用許諾に関する登録簿への記入を抹消する申請

(1) ライセンスに関する登録簿の記入の早期抹消のためには、ライセンスに関する登録簿への記入を求める申請書を提出した者が、対応する申請書を提出しなければならない。

(2) ライセンスに関する記入の抹消を請求する者の委任を受けた代理人が申請書を提出する場合には、委任状又は先に提出した委任状への言及を申請書に添付しなければならない。

(3) 商標の使用許諾に関する登録簿への記入の抹消を求める申請は、次のデータを含まなければならない。

1) ライセンスに関する登録簿への記入の抹消を求める請求

2) 登録番号

3) 申請人のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)

4) 申請人が代理人を有する場合は、申請人の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細

5) 申請人又は申請人の代理人の署名

(4) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。申請人が法人である場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない。申請書に署名する際には、署名日を表示しなければならない。

規則 30 商標の質権に関する登録簿への記入を求める申請

(1) 質権に関する登録簿への記入をなすためには、商標所有者又は質権者は、質権設定に係る公証契約書及び動産に対する登録担保に関する国の手数料法の規定に基づく国の手数料の納付に関するデータを添付した申請書を提出しなければならない。

(2) 商標所有者又は質権者の委任を受けた代理人が申請書を提出する場合には、委任状又は先に提出した委任状への言及を申請書に添付しなければならない。

(3) 質権に関する登録簿への記入を求める申請は、次のデータを含まなければならない。

1) 質権に関する登録簿への記入を求める請求

2) 登録番号

3) 商標所有者及び質権者のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)

4) 質権の金額(質権額)

5) 質権が担保する請求権の金額

6) 履行期間

7) 申請人が代理人を有する場合は、申請人の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細

8) 申請人又は申請人の代理人の署名

(4) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。申請人が法人の場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない。申請書に署名する際は、署名日を表示しなければならない。

(5) 申請書は、商標所有者及び質権者が登録簿への記入を必要とみなす他の関連情報を含むことができる。

規則 31 質権契約書の条件の補正を求める申請

(1) 質権契約書の条件の補正をなすために、商標所有者又は質権者は、質権契約書の補正を求める申請書を提出しなければならない。申請書には当該質権契約書の公証添付書類、効力が発生した裁判所判決書又は補正を証明する他の書類並びに動産に対する登録担保に関する国

の手数料法の規定に基づく国の手数料の納付に関するデータを付属しなければならない。

(2) 商標所有者又は質権者の委任を受けた代理人が申請書を提出する場合は、委任状又は先に提出した委任状への言及を申請書に添付しなければならない。

(3) 質権に関する登録簿への記入の補正を求める申請は、次のデータを含まなければならない。

- 1) 質権に関する登録簿への記入の補正を求める請求
- 2) 登録番号
- 3) 補正された契約条件
- 4) 申請人のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
- 5) 申請人が代理人を有する場合は、申請人の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細
- 6) 申請人又は申請人の代理人の署名

(4) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。申請人が法人の場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない。申請書に署名する際は、署名日を表示しなければならない。

規則 32 質権者の変更を求める申請

(1) 商標所有者、質権者又は質権が移転した者(以下「新質権者」という)が質権者の変更を希望する場合は、質権移転を証明する公証文書及び動産に対する登録担保に関する国の手数料法の規定に基づいて国の手数料の納付に関するデータを付属して、記入の変更を求める申請書を提出しなければならない。

(2) 商標所有者、質権者又は新質権者の委任を受けた代理人が申請書を提出する場合は、委任状又は先に提出した委任状への言及を申請書に添付しなければならない。

(3) 質権に関する登録簿への記入の補正を求める申請は、次のデータを含まなければならない。

- 1) 質権に関する登録簿への記入の補正を求める請求
- 2) 登録番号
- 3) 新質権者のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
- 4) 申請人のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
- 5) 申請人が代理人を有する場合は、申請人の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細
- 6) 申請人又は申請人の代理人の署名

(4) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。申請人が法人の場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない。申請書に署名する際は、署名日を表示しなければならない。

規則 33 動産に対する登録担保の順位変更を求める申請

(1) 動産に対する登録担保の順位を変更するために、商標所有者は、権利の順位が変更する者の間の公証契約書及び動産に対する登録担保に関する国の手数料法の規定に基づいて国の手数料の納付に関するデータを付属して、動産に対する登録担保の順位の変更を求める申請書を提出しなければならない。

(2) 商標所有者の委任を受けた代理人が申請書を提出する場合は、委任状又は先に提出した委任状への言及を申請書に添付しなければならない。

(3) 質権に関する登録簿への記入の補正を求める申請には、次のデータを含めなければならない。

1) 質権に関する登録簿への記入の補正を求める請求

2) 登録番号

3) 順位の変更に関するデータ

4) 申請人のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)

5) 申請人が代理人を有する場合には、申請人の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細

6) 申請人又は申請人の代理人の署名

(4) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。申請人が法人の場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない。申請書に署名する際は、署名日を表示しなければならない。

規則 34 動産に対する登録担保に関する記入の抹消を求める申請

(1) 商標所有者又は質権者は、当該質権が担保する請求権の消滅に基づく質権に関する登録簿への記入を抹消するために、申請書を提出しなければならない。商標所有者が申請書を提出する場合は、質権者の公証同意書を申請書に付属しなければならない。

(2) 質権が放棄されている場合に質権に関する登録簿への記入を抹消するためには、質権者は、質権の放棄を求める公証申請書を添えて、申請書を提出しなければならない。

(3) 商標所有者又は質権者の代理人が申請書を提出する場合は、委任状又は先に提出した委任状への言及を当該申請書に添付しなければならない。

(4) 質権に関する登録簿への記入の抹消を求める申請には、次のデータを含まなければならない。

1) 質権に関する登録簿への記入の抹消を求める請求

2) 登録番号

3) 申請人のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)

4) 申請人が代理人を有する場合には、申請人の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細

5) 申請人又は申請人の代理人の署名

(5) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。申請人が法人の場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追加しなければならない。申請書に署名する際は、署名日を表示しなければならない。

規則 35 商標の譲渡の登録簿への記入を求める申請

(1) 商標の譲渡を登録簿に記入するために、出願人、商標所有者、新出願人又は新商標所有者は、申請書及び国の手数料の納付に関するデータを提出しなければならない。

(2) 新出願人又は新商標所有者が申請書を提出する場合は、出願人又は商標所有者が署名した商標の譲渡を証明する書類を申請書に付属しなければならない。

(3) 譲渡される商標に動産に対する登録担保が設定されている場合は、質権者の同意書を申請書に付属しなければならない。

(4) 出願人、商標所有者、新出願人又は新商標所有者の委任を受けた代理人が申請書を提出する場合は、委任状又は先に提出した委任状への言及を申請書に添付しなければならない。

(5) 商標の譲渡の登録簿への記入を求める申請には、次のデータを含めなければならない。

- 1) 商標の譲渡の登録簿への記入を求める請求
 - 2) 出願番号又は登録番号
 - 3) 新出願人又は新商標所有者のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
 - 4) 商品及びサービスの一部に関してのみ商標が譲渡される場合は、原登録に残る商品及びサービスの一覧
 - 5) 商品及びサービスの一覧の一部に関してのみ商標が譲渡される場合は、分離した登録に含まれる商品及びサービスの一覧
 - 6) 申請人のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
 - 7) 申請人が代理人を有する場合には、申請人の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細
 - 8) 申請人又は申請人の代理人の署名
- (6) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。申請人が法人の場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない。申請書に署名する際は、署名日を表示しなければならない。

規則 36 商標の譲受の登録簿への記入を求める申請

- (1) 商標の譲受を登録簿に記入するために、商標により付与される権利が譲渡される者(以下「新出願人」又は「新商標所有者」という)は、申請書を提出し、国の手数料の納付に関するデータを提出しなければならない。
 - (2) 商標により付与される権利の譲受を証明する書類を、申請書に添付しなければならない。
 - (3) 新出願人又は新商標所有者の委任を受けた代理人が申請書を提出する場合は、委任状又は先に提出した委任状への言及を申請書に添付しなければならない。
 - (4) 商標の譲受の登録簿への記入を求める申請は、次のデータを含まなければならない。
 - 1) 商標の譲受の登録簿への記入を求める請求
 - 2) 出願番号又は登録番号
 - 3) 新出願人又は新商標所有者の承継人のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
 - 4) 申請人が代理人を有する場合は、申請人の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細
 - 5) 申請人又は申請人の代理人の署名
- (5) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。申請人が法人の場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない。申請書に署名する際は、署名日を表示しなければならない。

規則 37 出願又は登録の分割を求める申請

- (1) 出願又は登録の分割を求めるために、出願人又は商標所有者は、申請書及び国の手数料の納付に関するデータを提出しなければならない。
- (2) 出願人又は商標所有者の委任を受けた代理人が申請書を提出する場合は、委任状又は先に提出した委任状への言及を申請書に添付しなければならない。
- (3) 出願又は登録の分割を求める申請は、次のデータを含まなければならない。
 - 1) 出願又は登録の分割を求める請求
 - 2) 出願番号又は登録番号
 - 3) 原出願又は登録に残る商品及びサービスの一覧
 - 4) 分離された出願又は登録に含まれる商品及びサービスの一覧

- 5) 申請人のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
 - 6) 申請人が代理人を有する場合には、申請人の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細
 - 7) 申請人又は申請人の代理人の署名
- (4) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。申請人が法人の場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない。申請書に署名する際は、署名日を表示しなければならない。

規則 38 出願又は登録におけるデータの補正の登録簿への記入を求めるその他の申請の場合

- (1) 出願又は登録におけるデータの補正を求めるために、出願人又は商標所有者は、その名称、居所、本拠地、その他連絡先詳細又は代理人の変更の場合又は商品及びサービスの一覧の制限を求めて、申請書を提出しなければならない。
 - (2) 出願人又は商標所有者の委任を受けた代理人が申請書を提出する場合は、委任状又は先に提出した委任状への言及を申請書に添付しなければならない。
 - (3) 出願又は登録におけるデータの補正を求める申請は、次のデータを含まなければならない。
 - 1) 出願又は登録におけるデータの補正を求める請求
 - 2) 出願番号又は登録番号
 - 3) 補正を請求するデータ
 - 4) 補正された様式のデータ
 - 5) 申請人のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
 - 6) 申請人が代理人を有する場合は、申請人の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細
 - 7) 申請人又は申請人の代理人の署名
- (4) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。申請人が法人の場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追加しなければならない。申請書に署名する際は、署名日を表示しなければならない。
- (5) 代理人の変更については、商標に係る別の行為の履行を求める申請が委任を受けた新代理人を通じて提出される場合には、出願又は登録におけるデータの補正を求める別個の申請を提出する必要はない。

規則 39 登録データの誤記の訂正を求める申請

- (1) 登録データにおける誤記の訂正については、商標所有者は申請書を提出しなければならない。誤記の存在を証明する書類又は先に特許庁に提出した書類への言及を申請書に付属しなければならない。明白なスペルミスの訂正を請求する場合には、係る証明書類を付属する必要はない。
- (2) 出願人又は商標所有者の委任を受けた代理人が申請書を提出する場合は、委任状又は先に提出した委任状への言及を申請書に添付しなければならない。
- (3) 登録データにおける誤記の訂正を求める申請は、次のデータを含まなければならない。
 - 1) 登録データにおける誤記の訂正を求める請求
 - 2) 登録番号
 - 3) 訂正すべきデータ

- 4) 訂正された様式のデータ
 - 5) 申請人のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
 - 6) 申請人が代理人を有する場合は、申請人の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細
 - 7) 申請人又は申請人の代理人の署名
- (4) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。申請人が法人の場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない。申請書に署名する際は、署名日を表示しなければならない。

規則 40 登録証の副本の発行を求める申請

- (1) 登録証の副本を発行してもらうためには、商標所有者は申請書及び国の手数料の納付に関するデータを提出しなければならない。
 - (2) 彩色された商標の場合は、80×80 mmの寸法の商標の図形表示を申請書に付属しなければならない。
 - (3) 出願人又は商標所有者の委任を受けた代理人が申請書を提出する場合は、委任状又は先に提出した委任状への言及を申請書に添付しなければならない。
 - (4) 登録証の副本の発行を求める申請には、次のデータを記載しなければならない。
 - 1) 登録証の副本の発行を求める請求
 - 2) 登録番号
 - 3) 申請人のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
 - 4) 申請人が代理人を有する場合は、申請人の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細
 - 5) 申請人又は申請人の代理人の署名
- (5) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。申請人が法人の場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない。申請書に署名する際は、署名日を表示しなければならない。

規則 41 出願の取下及び商標の権利放棄

- (1) 出願を取り下げるためには、出願人が申請書を提出しなければならない。
- (2) 登録商標の権利を放棄するためには、商標所有者が申請書を提出しなければならない。
- (3) 出願人又は商標所有者の委任を受けた代理人が申請書を提出する場合は、委任状又は先に提出した委任状への言及を申請書に添付しなければならない。
- (4) 出願の取下又は登録商標の権利放棄を求める申請は、次のデータを含まなければならない。
 - 1) 出願の取下又は登録商標の権利放棄及び登録抹消を求める請求
 - 2) 出願番号又は登録番号
 - 3) 商品及びサービスの一部に関して出願が取り下げられるか又は登録商標が権利放棄される場合は、抹消されるべき商品及びサービスの一覧
 - 4) 商品及びサービスの一部に関して出願が取り下げられるか又は登録商標が権利放棄される場合は、出願又は登録に残すべき商品及びサービスの一覧
 - 5) 申請人のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
 - 6) 申請人が代理人を有する場合は、申請人の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細
 - 7) 申請人又は申請人の代理人の署名

(5) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。申請人が法人の場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない。申請書に署名する際は、署名日を表示しなければならない。

規則 42 登録簿からの商標の抹消を求めるその他の申請の場合

(1) 商標の登録簿からの抹消を求めるため、商標所有者又は別の者は申請書を提出しなければならない。

(2) 裁判所判決又は工業所有権委員会の決定に基づいて登録簿からの商標の抹消を求める申請を行う場合は、対応する裁判所判決又は工業所有権委員会の決定を申請書に付属しなければならない。

(3) 商標所有者又は別の者の委任を受けた代理人が申請書を提出する場合は、委任状又は先に提出した委任状への言及を申請書に添付しなければならない。

(4) 登録簿からの商標の抹消を求める申請は、次の情報を含まなければならない。

- 1) 登録簿からの商標の抹消を求める請求
- 2) 登録番号
- 3) 申請書の根拠となる法律の規定、法的事実又は裁判所判決への言及
- 4) 登録簿からの商標の抹消が商品及びサービスの一部に関してのみ請求される場合は、抹消されるべき商品及びサービスの一覧
- 5) 登録簿からの商標の抹消が商品及びサービスの一部に関してのみ請求される場合は、登録簿に残すべき商品及びサービスの一覧
- 6) 利害関係人が申請書を提出する場合には、当該事項における利害の説明
- 7) 申請人のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
- 8) 申請人が代理人を有する場合は、申請人の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細
- 9) 申請人又は申請人の代理人の署名

(5) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。申請人が法人の場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追加しなければならない。申請書に署名する際は、署名日を表示しなければならない。

規則 43 登録簿における処分の禁止を求める申請

(1) 登録簿における処分の禁止をなすために、破産管財人、管財人又はその他の者は、申請書及び訴訟の担保に対応する裁定、管財人の提案又は法律が規定する処分禁止の理由の存在を証明するその他の書類を提出しなければならない。

(2) 委任を受けた代理人が申請書を提出する場合には、委任状又は先に提出した委任状への言及を申請書に添付しなければならない。

(3) 処分禁止をなすためには、次の情報を申請書に記載しなければならない。

- 1) 処分禁止を求める請求
- 2) 出願番号又は登録番号
- 3) 申請人のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
- 4) 申請人が代理人を有する場合は、申請人の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細
- 5) 申請人又は申請人の代理人の署名

(4) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。申請人が法

人の場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない。申請書に署名する際は、署名日を表示しなければならない。

規則 44 その他の通知及び書類の特許庁への提出

(1) 登録簿へのその他の注記若しくは記入又は登録ファイルへのその他の通知若しくは書類の追加については、申請書を提出しなければならない。必要に応じて証明書類を付属しなければならない。

(2) 委任を受けた代理人が申請書を提出する場合は、委任状又は先に提出した委任状への言及を申請書に添付しなければならない。

(3) 申請は、少なくとも次の情報を含まなければならない。

- 1) 通知又は書類の提出目的に関する説明
- 2) 関連する出願番号又は登録番号
- 3) 申請人のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
- 4) 申請人が代理人を有する場合は、申請人の委任を受けた代理人の名称及び連絡先詳細
- 5) 申請人又は申請人の代理人の署名

(4) 署名は、読み易いもの又は大文字の解読を付したものでなければならない。申請人が法人の場合は、申請書に署名した法人代表者の肩書を追記しなければならない。申請書に署名する際は、署名日を表示しなければならない。

第2章 特許庁の公式刊行物「エストニア商標公報」の構成及び公開手続

規則 45 「エストニア商標公報」の目的

特許庁の公式刊行物である Eesti Kaubamärgileht[「エストニア商標公報」](以下「商標公報」という)は、次の目的で刊行される特許庁の公式定期刊行物である。

- 1) 商標法第40条(1)、第49条、第50-7条(3)及び第70条(6)の規定に従って、商標登録、登録データ、登録データの補正及び訂正、登録簿への記入並びに商標の国際登録に係る決定を公衆に通知するため
- 2) 地理的表示保護法第22条(3)、2000年5月5日付共和国政府規則第151号「地理的表示国家登録簿」第18条(6)、第19条(7)及び第20条(4)の規定に従って、登録データ、登録データの補正及び登録の抹消を公衆に通知するため。

規則 46 国際規格

商標公報における文献データを識別するために、標章に関する文献データに関する勧告(識別及び最低要件)(WIPO Standard ST. 60)に基づいてコード、すなわち INID コードが使用される。

規則 47 商標公報の刊行

商標公報は、毎月第1就業日に刊行される。

規則 48 商標公報の章立て

商標公報の章立ては、以下のとおりである。

- 1) 表題ページ
- 2) 目次(エストニア語及び英語による)
- 3) エストニア語及び英語による INID コードの一覧
- 4) 国、他の機関及び政府間機関のコードの一覧
- 5) 第1部「商標を登録する旨の決定に関する通知」
- 6) 第2部「国際登録を登録する旨の決定に関する通知」
- 7) 第3部「登録商標」
- 8) 第4部「登録データの補正及び訂正」
- 9) 第5部「工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の3で保護される国の記章、監督用及び証明用の公の記号及び印章、政府間機関の記章、略称及び名称」
- 10) 第6部「商標に関連する法令及びその他の情報」
- 11) 第7部「登録された地理的表示」
- 12) 第8部「地理的表示国家登録簿の補正」
- 13) 第9部「地理的表示に関連する法令及びその他の情報」
- 14) 第10部「各種一覧」

規則 49 商標公報の表題ページ

(1) 表題ページには、以下の情報を含むものとする。

- 1) 刊行物の名称: Eesti Kaubamärgileht[「エストニア商標公報」]
- 2) 注記: 特許庁の公式刊行物

- 3) 番号, 刊行年, 刊行月, 刊行場所
- 4) 発行年番号
- 5) 当該発行号において公開されたデータが公開されたとみなされる日に関する注記
- 6) ISSN コード(定期刊行物についての国際コード)
- 7) EESTI VABARIIK (エストニア共和国)の名称を付したエストニア共和国の小さな紋章
(2) 表題ページの裏面には, 以下の情報を含むものとする。
 - 1) 商標公報の刊行に際して準拠する商標法及び地理的表示保護法の規定への言及(エストニア語及び英語による)
 - 2) 刊行物の名称及び出版者の名称(英語による)
 - 3) 商標公報の当該発行号において公開されたデータが公開されたとみなされる日に関する注記(英語による)
 - 4) 頒布者の名称及び連絡先詳細(エストニア語及び英語による)
 - 5) 著作権表示(c, 出版者の名称(特許庁)及び発行年)

規則 50 第 1 部「商標を登録する旨の決定に関する通知」

- (1) 第 1 部においては, 特許庁が登録の決定を行い, 商標法第 41 条(2)に従って不服申立ができる商標に関するデータを公開するものとする。
- (2) 第 1 部の冒頭で以下の情報を公開するものとする:「商標法第 40 条に従って公開された。商標に関する出願人の権利については, 商標法第 41 条(2)に従って商標を登録する旨の決定の通知の公告後 2 月以内に, 工業所有権審判委員会に対して不服申立をすることができる。」
- (3) 商標を登録する旨の決定に関する通知は, 以下の内容を記載するものとする。

		INID コード
1)	出願番号	(210)
2)	出願提出日	(220)
3)	優先権の主張が認められた場合は, 条約優先権データ : 最初の出願番号, 提出データ, 国コード	(310), (320), (330)
4)	優先権の主張が認められた場合は, 博覧会優先権データ : 展示物の展示日, 博覧会の名称及び国名	(230)
5)	商標の表示	(540)
6)	ニース分類に基づいて分類した商品及び/又はサービスの一覧で類番号を付したもの	(511)
7)	商標の表示が彩色されている場合は, 色彩の一覧	(591)
8)	標章が立体の場合は, 「立体標章」の注記	(554)
9)	登録の決定において表示される場合は, 保護の対象でない商標の構成要素	(526)
10)	団体標章の場合は, 「団体標章」の注記	(551)
11)	保証標章の場合は, 「保証標章」の注記	(551)
12)	出願人の姓名及び居所の宛先又は法人の場合は, 名称, 本拠地の宛先及び国コード	(731)

13)	出願人が代理人を有する場合には、出願人の代理人の名称	(740)
14)	代理人を有しない場合は、エストニアで営業し、外国の者に属する商業上又は工業上の事業の宛先	
15)	商標が商標法第9条(2)に基づいて登録されている場合は、「商標が使用された結果の識別性」の注記	(521)

(4) 上書き文字は、番号コード(511)と共に使用して、商品及びサービスの一覧が分類された基準となるニース分類の版番号を表示する。

(5) 第1部には、「商標を登録する旨の決定に関する通知の補正及び訂正」という細分を含むこともでき、その細分は以下を記載するものとする。

- 1) 商標を登録する旨の決定に関する通知が公開された商標公報の番号
- 2) 出願番号
- 3) 公開されたデータ
- 4) 補正又は訂正された様式のデータ

規則 51 第2部「国際登録を登録する旨の決定に関する通知」

(1) 第2部においては、特許庁が登録の決定を行い、商標法41条(2)に従って不服申立ができる国際登録された商標に関するデータを公開するものとする。

(2) 第2部の冒頭で以下のことを公開するものとする:「商標法第70条(6)に従って公開された。国際登録された登録所有者の商標に関する権利については、商標法41条(2)に従って商標を登録する旨の決定の通知の公告後2月以内に、工業所有権審判委員会に対して不服申立することができる。」商品及び/又はサービスの一覧は、専門家の査定過程においてエストニアに関して制限される場合にのみ公開される。

(3) 国際登録された登録を登録する旨の決定に関する通知は、以下の内容を記載するものとする。

		INID コード
1)	国際登録番号	(111)
2)	国際登録の連続番号	(210)
3)	国際登録日	(151)
4)	後日申込み(later subscription)の場合は、後日申込日	(891)
5)	優先権の主張が認められた場合は、条約優先権のデータ: 最初の出願番号、提出データ、国コード	(310), (320), (330)
6)	商標の表示	(540)
7)	商品及び/又はサービスの類番号及び必要な場合は商品及び/又はサービスの一覧	(511)
8)	彩色された商標の場合は、商標の色彩の一覧又は「彩色商標」の通知	(591)
9)	標章が立体の場合は、「立体標章」の注記	(554)

10)	登録の決定において表示される場合は、保護の対象でない商標の構成要素	(526)
11)	標章が団体標章の場合は、「団体標章」の注記	(551)
12)	標章が保証標章の場合は、「保証標章」の注記	(551)
13)	国際登録所有者の名称及び宛先	(730)
14)	登録が公開された WIPO 国際商標公報の番号	
15)	商標が商標法第9条(2)に基づいて登録されている場合は「商標が使用された結果の識別性」の注記	(521)

(4) 上書き文字は番号コード(511)と共に用いて、商品及びサービスの一覧が分類された基礎となるニース分類の版番号を表示する。

(5) 第2部には「国際登録する旨の決定に関する通知の補正及び訂正」という細分を含むこともでき、その細分には以下を記載するものとする。

- 1) 国際登録を登録する旨の決定に関する通知が公告された商標公報の番号
- 2) 国際登録番号
- 3) 公開されたデータ
- 4) 修正又は訂正された様式形のデータ

規則 52 第3部「登録商標」

(1) 第3部では、商標及びサービスマーク登録簿に登録された商標に関するデータを公開する。

(2) 第3部の冒頭に以下を公開するものとする。

「商標法第49条に従って公開された。商標に対する商標所有者の排他権の無効の宣言のために、商標法第52条又は第54条に従って訴訟を提起することができる。商標に対する商標所有者の排他権の消滅の宣言のために、商標法第53条に従って訴訟を提起することができる。」

(3) 登録商標に関して、規則50(3)1)-11)及び14)-15)に定めるデータ及び次のデータを公開するものとする。

		INID コード
1)	登録番号	(111)
2)	登録日	(151)
3)	登録満了日	(181)
4)	商標を登録する旨の決定に係る通知の公告日	(442)
5)	商標所有者の姓名及び居所の宛先。法人の場合は、名称、本拠地及び国コード	(732)
6)	商標所有者が代理人を有する場合は、商標所有者の代理人の名称	(740)

(4) 上書き文字は番号コード(511)と共に用いて、商品及びサービスの一覧が分類された基礎となるニース分類の版番号を表示する。

規則 53 第 4 部「登録データの補正及び訂正」

(1) 第 4 部「登録データへの補正及び訂正」には、以下の細分を含むことができる。

- 1) 商標の法的保護期間の更新
- 2) 商標の使用許諾
- 3) 商標の質権設定
- 4) 商標の譲渡
- 5) 商標の譲受
- 6) 登録の分割
- 7) 登録データのその他の変更
- 8) 登録データの訂正
- 9) 登録証の副本の発行
- 10) 登録簿からの商標の抹消

規則 54 「商標の法的保護期間の更新」の細分

「商標の法的保護期間の更新」の細分では、次のことを公開する。

- 1) 登録番号
- 2) 登録満了日

規則 55 「商標の使用許諾」の細分

(1) ライセンスに関する記入を行う場合は、「商標の使用許諾」の細分において次のことを公開するものとする。

- 1) 登録番号
- 2) ライセンスのデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
- 3) ライセンスの性質及び範囲
- 4) ライセンス期間
- 5) 実施許諾者及び実施権者が登録簿への記入を必要とみなすその他の情報
- 6) 登録簿への記入の発効日

(2) ライセンスに関する記入の抹消の場合、「商標の使用許諾」の細分において次のことを公開するものとする。

- 1) 登録番号
- 2) 実施権者のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
- 3) 登録簿への記入の発効日

規則 56 「商標の質権設定」の細分

(1) 質権に関する記入を行う場合は、「商標の質権設定」の細分において次のことを公開するものとする。

- 1) 登録番号
- 2) 質権者のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
- 3) 質権の金額
- 4) 質権が担保する請求権の金額
- 5) 履行期間

- 6) 質権の順位番号
- 7) 質権契約の当事者が登録簿への記入を必要とみなすその他の情報
- 8) 登録簿への記入の発効日

(2) 質権に関する記入を補正又は抹消する場合は、「商標の質権設定」の細分において次のことを公開するものとする。

- 1) 登録番号
- 2) 質権者のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
- 3) 記入が補正された場合は、補正されたデータ
- 4) 登録簿への記入の発効日

規則 57 「商標の譲渡」の細分

「商標の譲渡」の細分では、次のことを公開する。

- 1) 登録番号
- 2) 新商標所有者のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
- 3) 商品及びサービスの一部に関してのみ商標が譲渡される場合は、分離された登録の番号
- 4) 商品及びサービスの一部に関してのみ商標が譲渡される場合は、原登録に残る商品及びサービスの一覧
- 5) 商品及びサービスの一部に関してのみ商標が譲渡される場合は、分離された登録に含まれる商品及びサービスの一覧
- 6) 登録簿への記入の発効日

規則 58 「商標の譲受」の細分

「商標の譲受」の細分では、次のことを公開する。

- 1) 登録番号
- 2) 新商標所有者のデータ(名称及び居所又は本拠地の宛先)
- 3) 登録簿への記入の発効日

規則 59 「登録の分割」の細分

「登録の分割」の細分では、次のことを公開する。

- 1) 登録番号
- 2) 原登録に残る商品及びサービスの一覧
- 3) 分割された登録の番号
- 4) 分割された登録に含まれる商品及びサービスの一覧
- 5) 登録簿への記入の発効日

規則 60 「登録データのその他の変更」の細分

「登録データのその他の変更」の細分では、次のことを公開する。

- 1) 登録番号
- 2) 補正後のデータ
- 3) 登録簿への記入の発効日

規則 61 「登録データの訂正」の細分

「登録データの訂正」の細分では、次のことを公開する。

- 1) 登録番号
- 2) 訂正されるべきデータ
- 3) 訂正後のデータ

規則 62 「登録証の副本の発行」の細分

「登録証の副本の発行」の細分では、次のことを公開するものとする。

- 1) 登録番号
- 2) 登録証の副本の発行日

規則 63 「登録簿からの商標の抹消」の細分

「登録簿からの商標の抹消」の細分では、次のことを公開する。

- 1) 登録番号
- 2) 商品及びサービスの一部に関してのみ商標が登録簿から抹消される場合は、抹消される商品及びサービスの一覧
- 3) 抹消の根拠となる法律の規定，法的事実及び/又は裁判所判決への言及
- 4) 抹消の発効日

規則 64 第 5 部「工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 3 で保護される国の記章，監督用及び証明用の公の記号及び印章，政府間機関の記章，略称及び名称」

第 5 部では，工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 3 に従って保護される国の記章，監督用及び証明用の公の記号及び印章，政府間機関の記章，略称及び名称に関するデータを公開する。

規則 65 第 6 部「商標に関連する法令及びその他の情報」

第 6 部では，次のことを必要に応じて公開する。

- 1) 商標に関連する法令
- 2) 特許代理人国家登録簿に登録された特許代理人の一覧
- 3) 商標に関連するその他の情報

規則 66 第 7 部「登録された地理的表示」

(1) 第 7 部では，地理的表示国家登録簿に登録された地理的表示に関するデータを公開する。

(2) 第 7 部の冒頭に，以下の情報を公開する。

「地理的表示保護法第 22 条(3)に従って公開された。登録された地理的表示に対する不服申立は，地理的表示保護法第 43 条及び第 44 条の規定に従って行うことができる。」

(3) 登録された地理的表示に関して，次のことを公開するものとする。

- 1) 登録番号
- 2) 登録データに関する記入がなされた日
- 3) 地理的表示の表示
- 4) 地理的表示が使用される指定についての商品及びサービスの一覧

- 5) 地理的區域の定義
- 6) 説明の要約
- 7) 原産国における地理的表示の保護に関するデータ又は商品又はサービスの一定の特性, 評判若しくは他の特性上の特徴と商品又はサービスの地理的原産との関係を証明した原産国の所轄官庁に関するデータ及び地理的表示保護法第 9 条(1)の規定に従って地理的表示の登録を申請する出願人の権利を証明した原産国の所轄官庁のデータ
- 8) 地理的表示の登録を求める出願人の名称及び本拠地又は居所の宛先
- 9) 出願人が代理人を有する場合は, 地理的表示の登録を求める出願人の代理人の名称
- 10) 地理的表示の登録を求める申請の番号
- 11) 地理的表示の登録を求める申請の提出日

規則 67 第 8 部「地理的表示国家登録簿の補正」

(1) 第 8 部「地理的表示国家登録簿の補正」は, 次の細分を含むことができる。

- 1) 登録データの補正
 - 2) 登録の抹消
- (2) 「登録データの補正」の細分では, 次のことを公開する。
- 1) 登録番号
 - 2) 裁判所判決に基づき補正がなされた場合には, 登録データの補正の根拠となる判決への言及
 - 3) 登録簿への記入の発効日
 - 4) 補正後のデータ
- (3) 「登録の抹消」の細分では, 次のことを公開する。
- 1) 登録番号
 - 2) 登録が抹消される根拠となる裁判所判決への言及
 - 3) 登録簿への記入の発効日

規則 68 第 9 部「地理的表示に関連する法令及びその他の情報」

第 9 部では, 必要に応じて次のことを公開する。

- 1) 地理的表示に関連する法令
- 2) 地理的表示に関連するその他の情報

規則 69 第 10 部「各種一覧」

公報の第 10 部では, 次の一覧を公開する。

- 1) 「商標を登録する旨の決定に関して公開された通知の番号一覧」—昇順での出願番号
- 2) 「国際登録を登録する旨の決定に関して公開された通知の番号一覧」—昇順での国際登録番号
- 3) 「登録商標の登録を求める出願の番号一覧」—昇順での出願番号及び登録番号
- 4) 「登録商標の年次番号一覧」—前暦年度中に公開された登録商標に関して毎年公開される一覧, 公開による商標登録番号
- 5) 「登録された地理的表示の年次番号一覧」—前年度中に公開された登録済の地理的表示に関して毎年公開される一覧, 公開による地理的表示の登録番号

規則 70 商標公報に係る方式要件

- (1) 商標公報は、A4 フォーマットに記入するものとする。
- (2) 商標公報の表紙は、Stromcard 製とする。

第3章 登録証に係る方式要件及び様式記入手続

規則71 登録証の定義

登録証(以下「登録証」という)は、登録簿に登録がなされたことを証明する書類である。

規則72 国際規格

登録証における文献データを識別するために、標章に関する文献データに関する勧告(識別及び最低要件)(WIPO Standard ST.60)の規格 ST.3 に基づいてコード、すなわち NID コードが使用される。

規則73 登録証の内容

登録証は、表紙及び情報の頁を含む。

規則74 登録証の表紙の表面におけるデータ及び必要情報

次のデータ及び必要情報を、登録証の表紙の表面に記入するものとする。

- 1) 国名—エストニア共和国
- 2) 国の紋章—エストニア共和国の小さな国の紋章
- 3) 登録証の名称—登録証
- 4) 登録証の番号—登録番号
- 5) 登録証を発行した行政機関の名称—特許庁
- 6) 登録証を発行した行政機関の長の肩書—長官
- 7) 登録証を発行した行政機関の長の署名
- 8) 登録証を発行した行政機関の長の名称
- 9) 登録証を発行した行政機関の印—小さな国の紋章を付した特許庁の印
- 10) 登録証を発行した行政機関の本拠地—タリン
- 11) 登録証の発行日—登録証に署名した日
- 12) 登録証を発行した行政機関のエンボス印章—特許庁のエンボス印章
- 13) 登録証発行の法律上の根拠—本登録証は商標法第49条に従って発行された
- 14) 登録証が証明する法律関係—本登録証は、商標及びサービスマーク登録簿において商標に関する登録がなされたことを証明する
- 15) 商標の法的保護期間—商標の法的保護期間は、商標及びサービスマーク登録簿への記入を行った日後10年間とする。商標の法的保護期間は、商標所有者の請求により1回に10年間延長することができる。期間延長のために、商標所有者は係る趣旨の申請書を提出し、かつ、国の手数料を納付しなければならない。

規則75 登録証の情報頁におけるデータ及び必要情報

(1) 登録証の情報頁には、INID コードと共に次のデータ及び必要情報を付すものとする。

		INID コード
1)	登録番号	(111)
2)	登録日	(151)

3)	登録満了日	(181)
4)	商標を登録する決定に係る通知の公告日	(442)
5)	商標所有者の姓名及び居所宛先，法人の場合は，名称，本拠地宛先及び国コード	(732)
6)	出願番号	(210)
7)	出願提出日	(220)
8)	優先権の主張が認められた場合は，条約優先権のデータ 最初の出願番号，提出データ，国コード	(310)，(320)，(330)
9)	優先権の主張が認められた場合は，博覧会優先権データ 展示物の展示日，博覧会の名称及び国名	(230)
10)	商標の表示	(540)
11)	ニース分類に基づいて分類された商品及びサービスの一覧で類番号を付したもの	(511)
12)	商標の表示が彩色されている場合は，色彩の一覧	(591)
13)	標章が立体の場合は，「立体標章」の注記	(554)
14)	登録の決定において表示される場合は，保護の対象でない商標の構成要素	(526)
15)	団体標章の場合は，「団体標章」の注記	(551)
16)	保証標章の場合は，「保証標章」の注記	(551)
17)	商標所有者が代理人を有する場合には，商標所有者の代理人の名称	(740)
18)	代理人を有しない場合は，エストニアで営業し，外国の者に属する商業上又は工業上の事業の宛先	
19)	商標が商標法第 9 条(2)に基づいて登録された場合は，「商標が使用された結果の識別性」の注記	(521).

(2) (1) 11)に定める商品及びサービスの一覧を継続することが必要な場合は，係る目的のために，登録証の情報頁に追加の頁を付属するものとする。

規則 76 登録証の表紙についての方式要件

- (1) 登録証表紙のフォーマットは，裏表の折り畳んだ用紙とし，表面に規則 74 に定めるデータ及び必要情報を記載する。
- (2) 登録証表紙のフォーマットは，縦 300 mm，横 426 mm の寸法とするものとする。
- (3) 登録証表紙のフォーマットは，右側の縁から 200 mm 及び 213 mm の位置に印加の折り畳み線のある白の Stomcard 製とする。
- (4) 規則 74 に定めるデータ及び必要情報は，登録証表紙の表面に黒色印刷インクで印刷しなければならない。文章は Charlesworth 太字体で印刷する。
- (5) 登録証表紙の先頭頁の余白を飾るホップの花冠は，青色インクで印刷しなければならない。

- (6) 登録証表紙の表面には、青く印刷された組み紐飾り模様の背景で印を付けた登録証番号の場所がある。
- (7) 登録証番号は、印を付けた空白に番号スタンプを用いて記入する。
- (8) 登録証表紙の表面は、付録2に定める例と適合するように記入するものとする。

規則 77 登録証の情報頁に係る方式要件

- (1) 登録証の情報頁は、規則75(1)に定めるデータ及び要件情報を含むデータ欄のついたA4フォーマット用紙であること。
- (2) 情報頁の追加頁は、「ニース分類によって分類された商品及びサービスの一覧(511)で(継続した)類番号を付したもの」のデータ欄を含むA4フォーマット用紙であること。

規則 78 登録証の製本

- (1) 登録証を様式化するために、装飾製本が用いられる。
- (2) 情報頁(必要に応じて追加頁を添える)は、登録証の折り畳まれた表紙と、2つの小穴を通してつながる装飾リボンを付けて結ばれた場所との間に設置する。
- (3) 小穴は金属製とし、直径は4mmである。小穴は、登録証表紙の先頭頁の左縁から8mmの位置に設置され、それに応じて表紙の上端から69.5mmと149.5mmの位置に設置される。
- (4) 小穴を通した装飾リボンは、下の小穴の上方で結ばれ、リボンの両端は登録証表紙の表面の左下にステッカーで留められる。
- (5) 装飾リボンは織物でできており、エストニア共和国の国旗の色を有し、幅は6mmである。
- (6) ステッカーは金属化紙でできており、円形で、シルバーグレー色である。円の直径は42mmである。
- (7) 特許庁のエンボス印章が、ステッカー上にエンボス加工される。

規則 79 登録証の発行

- (1) 登録証は、特許庁長官が署名する。特許庁の印により当該署名が確認される。
- (2) 登録証は、特許庁において商標所有者又は代理人に手交されるか又は郵便で郵送される。

規則 80 登録証の副本の様式化及び発行

- (1) 特許庁は、登録の有効性を確認するものとし、彩色された表示の場合は、表示の真正性を確認するものとする。
- (2) 特許庁は、登録証に関する規定に準拠して登録証を様式化し、登録証の右上隅に“DUPLIKAAT”(副本)の単語と副本の発行日を印影により記入するものとする。

第4章 登録簿の参照手続及び登録簿のデータの公表

規則 81 特許庁のウェブサイト上のデータの公開

(1) 商標を登録する旨の決定に関する通知の公告に先立って、特許庁は、提出された出願に関する次のデータをそのウェブサイト上に公開するものとする。

- 1) 商標の表示
- 2) 出願番号
- 3) 出願提出日
- 4) 優先権データ
- 5) 出願人の名称
- 6) 出願人の代理人の名称
- 7) 商品及びサービスの一覧及びニース分類に基づく類番号

(2) (1)に定めるデータは、出願人が提出した様式で公開されるものとする。

(3) 商標を登録する旨の決定に関する通知の公開後、特許庁は、規則 50 (3)に定めるデータをそのウェブサイト上に公開するものとする。

(4) 登録簿への登録を行った後、特許庁は、規則 52 (3)に定めるデータをそのウェブサイト上に公開するものとする。

(5) (1)から(4)の規定は、マドリッド議定書、その共通規則及び商標法から生じる諸規定を考慮して、かつ規則 51 (3)に定めるデータの一覧に従って、商標の国際登録に適用する。

(6) 特許庁は、そのウェブサイト上のデータを定期的に更新するものとする。

(7) 特許庁のウェブサイトに含まれる情報は参考情報であり、法的効果は有しない。

規則 82 登録簿の書面情報の公表

(1) 書面情報は、書面で確認された情報の様式で登録簿から公表される。

(2) 書面情報は、出願若しくは登録番号の一覧又は照会目的に対応する記入が登録簿には存在しない旨の通知として発行される。

(3) 情報請求者が明示的に別段の請求をしなかった場合には、登録簿に含まれた情報に加えて、商標の該当する国際登録に関するデータが書面情報を求める申請に基づいて公表されるものとする。

(4) 特許庁の受付部門は、申請提出日の翌日から5就業日目までに、情報請求者の希望に従い、その場で又は郵送で情報を発行するものとする。

(5) 公表された書面情報について記録を保存するものとする。

(6) 登録簿から公表された情報は参考情報であり、法的効果は有しない。

規則 83 登録簿の書面情報の公表を求める申請

(1) 書面情報は、申請に基づいて公表され、係る申請は直接、郵送、ファックス又は電子メールにより特許庁の受付部門に提出することができる。

(2) 申請には、情報請求者の名称及び連絡先詳細、照会目的並びに商標法第 51 条(4)及び国の手数料法第 154 条(1)に基づく国の手数料の納付に関するデータを含むものとする。

(3) 照会目的は、商標の表示、出願提出日、優先権データ、出願人の名称、ニース分類に基づく類番号又は係るデータの組合せとすることができる。

(4) 照会目的に対応する情報の一覧が 100 件を超える出願又は登録番号を含む場合、特許庁は書面情報の発行を拒絶し、照会目的の説明を求める権利を有する。

規則 84 登録ファイル又は記入データの調査

- (1) 登録ファイルは、特許庁の受付部門で調査することができる。
- (2) 特許庁の所管職員は、閲覧請求者の本人確認書類の確認後に、また必要に応じて、登録ファイルを調査するその者の権利の検証後に、係る調査を許可する。
- (3) 1 つの登録ファイルに限り、調査用として 1 回に 1 名の者に対して発行することができる。
- (4) 特許庁の所管職員で、ファイルを調査する者がそのファイルを傷つけないことを保証し、その責任を負う者は、調査に常時立ち会うものとする。
- (5) 登録ファイル又は記入データは、申請提出日の翌日から 5 就業日目までに、情報を調査する者及び特許庁の所管職員が合意する時期に調査するものとする。
- (6) 登録ファイルの調査に関して、記録を保存するものとする。登録ファイルの調査を求める申請は、登録ファイルに追加するものとし、調査日に関する注記を行うものとする。
- (7) 対応する商標を登録する旨の決定に関する通知の公告後に、記入データを調査することができる。
- (8) 登録簿の所管職員は、情報請求者に対して、コンピューター・モニター上で記入データを示すものとする。

規則 85 登録ファイル又は記入データの調査を求める申請

- (1) 登録ファイルは、直接、郵送、ファックス又は電子メールにより特許庁の受付部門に提出した申請に基づいて調査することができる。
- (2) 申請には、情報の調査を希望する者の名称及び連絡先詳細、出願又は登録番号及び商標法第 51 条(4)及び国の手数料法第 152 条に従う国の手数料の納付に関するデータを含まなければならない。
- (3) 商標を登録する旨の決定に関する通知の公告前に登録ファイルを調査することを希望する者は、出願人の許可書を請求に付属させるか又は商標登録後に商標所有者の排他権の侵害について係る者を責任追及することを出願人が約束したことを確認する書類を付属しなければならない。
- (4) 記入データは、直接、郵送、ファックス又は電子メールにより特許庁の受付部門に提出した申請に基づいて調査することができる。申請はその場で口頭で提出することもできる。
- (5) 申請は、記入データの調査を希望する出願又は登録番号を含まなければならない。また申請を書面で提出した場合は、情報の調査を希望する者の名称及び連絡先詳細もまた含まなければならない。

規則 86 登録ファイルの書類の写し及び記入の転写の発行

- (1) 登録ファイル書類の写し及び記入の転写は、書面で確認された書類の様式で、書類登録簿から公表される。
- (2) 商標を登録する旨の決定に関する通知の公告前に公表された記入の転写は、商標の表示、出願番号、出願提出日、優先権データ、出願人の名称、出願人の代理人の名称、商品及びサ

ービスの一覧及びニース分類に基づく類番号のみを含むものとする。

(3) ある者の請求に基づいて、特許庁は、記入が修正されていない旨又は特定の記入が登録簿に存在しない旨の書類を発行するものとする。

(4) 特許庁の受付部門は、申請提出日の翌日から5就業日目までに、情報請求者の希望に基づいて、その場で又は郵送により、登録ファイルの書類の写し又は記入の転写を発行するものとする。

(5) 公表された書類の写し及び登録簿記入の抜粋の記録を保存するものとする。写しの公表に関して、登録ファイルに注記するものとする。

規則 87 登録ファイル書類の写し及び記入の転写の公表を求める申請

(1) 登録ファイル書類の写し又は記入の転写は、直接、郵送、ファックス又は電子メールにより特許庁の受付部門に提出した申請に基づいて公表される。

(2) 申請は、情報請求者の名称及び連絡先詳細、出願又は登録番号並びに商標法第51条(4)及び国の手数料法第153条(3)に従う国の手数料の納付に関するデータを含まなければならない。

(3) 商標を登録する旨の決定に関する通知の公告前に登録ファイルにおける書類の写しの受領を希望する者は、出願人の許可書を請求に付属するか又は商標登録後に商標所有者の排他権の侵害について当事者を責任追及することを出願人が約束したということを確認する書類を付属しなければならない。

第5章 商標の国際登録出願の特許庁への提出手続

規則 88 商標の国際登録出願の提出

- (1) 国際登録出願は、直接に又は郵送で特許庁に提出することができる。
- (2) 特許庁による国際出願の受理日が、郵送で提出した国際出願の提出日であるとみなされる。
- (3) 商標の国際登録を求める出願(以下「国際出願」という)は、世界知的所有権機関の国際事務局(以下「国際事務局」という)へ転送するために特許庁に提出しなければならない。
- (4) 国際出願は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書(以下「マドリッド議定書」という)の1又は複数の締約国における商標の法的保護を取得するために提出される。
- (5) 国際出願の提出のために国の手数料を納付しなければならない。国際出願を行う者が必要な額の国の手数料の納付に関するデータを特許庁に提出するまでは、国際事務局に対して国際出願を転送しないものとする。
- (6) 基礎手数料、追加手数料、付加手数料及び指定締約国がマドリッド議定書第8条に従って要求する国際個別手数料を納付しなければならない。また、その旨のデータを国際事務局に対して直接提出しなければならない。

規則 89 商標の国際登録出願の提出に対する制限

- (1) 国際出願を提出する者は、基礎登録の所有者又は基礎出願において記載された出願人と同一人物でなければならない。
- (2) 国際出願において提供する商標の表示は、基礎登録又は基礎出願に含まれる商標の表示と同一でなければならない。
- (3) 国際出願が、当該標章が立体標章又は団体標章である、標章の言語的説明又は標章の識別的特徴として色彩の主張であるという注記を含む場合、これらは基礎登録又は基礎出願に含まれたものと同一でなければならない。
- (4) 国際出願で一覽にされた商品及びサービスは、基礎登録又は基礎出願に含まれる商品及びサービスの一覽にも含まれていなければならない。

規則 90 国際出願に含まれる書類の部数

- (1) 国際登録出願及び商標又はサービスマークの使用目的に係る出願は、2部提出しなければならない。
- (2) 国際出願に含まれる書類の残りは、1部提出する。

規則 91 国際出願に含まれる書類についての言語及び翻訳の要件

- (1) 商標の国際登録出願は英語で提出しなければならないが、商品及びサービスの一覽並びに色彩の主張のフランス語への翻訳を付属することができる。
- (2) 商標又はサービスマークの使用目的に係る出願は、締約国が要求する言語で提出しなければならない。
- (3) 国際出願に含まれるその他の書類は、エストニア語で提出しなければならない。

規則 92 国際登録出願のフォーマット

- (1) 国際登録出願は、国際事務局が制定する公式フォーマット MM2 で提出しなければならない。
- (2) 国際出願を提出する者は、自作の出願書式のフォーマット及び内容が国際事務局の制定する公式フォーマットと同一の場合には、公式フォーマットに代えて自己の書式を使用することができる。

規則 93 国際出願に含まれる書類

- (1) 特許庁に提出する国際出願は、以下のものを含まなければならない。
 - 1) 商標の国際登録出願
 - 2) 指定締約国が要求する場合は、公式フォーマットにおいて別個に提出した商標の使用目的に係る出願
 - 3) 特許庁に商標の国際登録出願を提出するための国の手数料の納付に関するデータ
 - 4) 特許庁との通信において、国際出願を提出する者が代理人によって代理される場合は、委任状又は先に提出した委任状への言及
- (2) 代理人の選任が国際事務局との通信に限定される場合は、委任状を提出する必要はない。
- (3) 特許庁は、国際出願を提出する者が、エストニア共和国の市民であること又はその者がエストニア共和国において恒久的な居所を有するか若しくは営業している工業上若しくは商業上の事業を有することの証拠を要請することができる。事業は、実際の製造又は商業活動をそこで実施している場合は、営業しているものとみなされる。

規則 94 商標の国際登録出願において提出すべきデータ

商標の国際登録出願には、以下のものを含まなければならない。

- 1) 省庁が本国官庁である締約国に関するデータ
- 2) 国際出願を提出する者のデータ
- 3) 国際出願を提出する権利に関するデータ
- 4) 代理人のデータ
- 5) 基礎登録又は基礎出願のデータ
- 6) 優先権を主張する場合は、優先権の宣言
- 7) 商標の表示
- 8) 商標の表示が彩色されている場合は、色彩の一覧
- 9) 商標を説明するその他のデータ
- 10) ニース分類に基づく商品及びサービスの一覧で類番号を付したもの
- 11) 指定締約国の一覧
- 12) 国際出願を提出する者又はその者の代理人の署名

規則 95 データ欄 1 省庁が本国官庁である締約国

データ欄に「エストニア」と記入しなければならない。

規則 96 データ欄 2 国際出願を提出する者

- (1) 国際事務局が国際出願を提出する者に識別コードを既に提供していた場合には、係るコ

ードを対応するデータ欄に記入しなければならない。その他の場合には、データ欄は空欄のままにするものとする。

(2) 国際出願を提出する者が自然人の場合には、データ欄 2(a)にその者の苗字(姓)及び名前(名)又は他の別称(別名)を、その者が通常それらを使用する様式及び順序で記載しなければならない。国際出願を提出する者が法人の場合には、その完全な正式名称を記載しなければならない。

(3) 国際出願を提出する者の名称がアルファベット(ローマ字)で書かれていない場合には、名称の後に、国際出願の言語での発音表記、ついでアルファベットの音訳を追加しなければならない。国際出願を提出する者が法人の場合は、音訳の代わりに国際出願の言語への名称の翻訳を追加することができる。

(4) データ欄 2(b)には、国際出願を提出する者の宛先を記載しなければならない。

(5) 国際出願を提出する者が、データ欄 2(b)に記載する宛先と異なる宛先で通信を受領することを希望する場合には、郵送用宛先をデータ欄 2(c)に記載しなければならない。データ欄 4に記載した代理人の宛先を、データ欄 2(b)において繰り返してはならない。

(6) データ欄 2(d)には、国際事務局がその者を通じて国際出願を提出する者と連絡することができる係る者の電話番号及びファックス番号を記載しなければならない。

(7) 2名以上の者が国際出願を提出する場合で、いずれも自作のフォーマットを使用しない場合は、国際出願を提出する者のうちの1名の名称及び宛先をデータ欄 2に記載し、国際出願を提出するその他の者の名称及び宛先は追加頁に記載しなければならない。

(8) 異なる住所を有する2名以上の出願人が共同して国際出願を提出し、かつ、郵送用住所を該当箇所に記載していなかった場合には、国際出願に最初に記載された国際宛先を提出する者の宛先を郵送用宛先とみなすものとする。

(9) 国際出願を提出する者は、国際事務局から英語、フランス語又はスペイン語で通知を受領することを希望するか否かをデータ欄 2(e)に記載することができる。係る注記が一切ない場合は、出願を提出した言語で通知が送付されるものとする。

(10) 国際出願を提出する自然人は、データ欄 2(f)にその国籍の国を記載することができる。国際出願を提出する法人は、法人が登録された国(及び必要な場合は、係る国の領域単位)とともに法人用様式を記載することができる。

規則 97 データ欄 3 出願を提出する権利

(1) データ欄 3には、市民権、永住所又は事業を通じた本国官庁との関係を示す1又は複数のチェックボックスに印を付けなければならない。

(2) 国際出願を提出する者が、対応する1又は複数のチェックボックスに印を付けることで、エストニア共和国において事業を所有するか又は永住所を有するが、データ欄 2に記載する住所がエストニアの領域内に所在しない場合には、国際出願を提出する者は、データ欄 3(b)に、エストニアの領域内に所在するその事業又は永住所の宛先を記載しなければならない。

(3) 2名以上の出願人が共同で国際出願を提出する場合には、国際出願を提出する各人について国際出願を提出する権利に関連する要件を記入しなければならない。

規則 98 データ欄 4 代理人

(1) 国際出願を提出する者が、国際事務局と通信するために代理人を有することを希望する

場合、出願人は、係る代理人の名称及び宛先をデータ欄 4 に記載しなければならない。提供する情報は、代理人に対して郵送で通知が送付できるように十分でなければならない。かつ、代理人の電話及びファックス番号並びに電子メールアドレスを含まなければならない。国際事務局が既に代理人に識別コードを提供していた場合には、係るコードに係る目的のために定められたデータ欄に記載しなければならない。その他の場合には、データ欄は空欄のままにしておかななければならない。

(2) 代理人の名称がアルファベット(ローマ字)で書かれていない場合には、名称の後に、国際出願の言語での発音表記、ついでアルファベットの音訳を追加しなければならない。代理人が法人の場合は、音訳の代わりに国際出願の言語への名称の翻訳を追加することができる。

規則 99 データ欄 5 基礎登録又は基礎出願

(1) 商標及びサービスマーク登録簿に基礎登録が存在する場合は、係る登録の番号及び登録日を記載しなければならない。登録が存在する場合は、基礎出願の番号及び提出日を記載してはならない。

(2) 基礎出願を本国官庁に提出していた場合は、係る出願の番号及び提出日を記載しなければならない。

規則 100 データ欄 6 優先権の主張

(1) 優先権を主張する場合は、出願を提出した国又は地域の官庁の名称並びに出願の提出日及び出願番号を記載しなければならない。

(2) 優先権の主張が国際出願のデータ欄 10 に一覧したすべての商品及びサービスを含まない場合は、優先権を主張する商品及びサービスをデータ欄 6 に記載しなければならない。

(3) 優先権の主張(パリ条約第 4 条に適合するもの)において、基礎出願に対して、また基礎出願の根拠となる出願に対して優先権を主張することができる。但し、優先権の根拠となる出願の提出日後 6 月以内に国際出願を提出することを条件とする。

(4) また、本国官庁以外の官庁に提出していた出願についても優先権を出願することができる(例えば、基礎出願によって優先権が出願されていた先の出願の優先権)。但し優先権主張の根拠となる出願の提出日後 6 月以内に国際出願を提出することを条件とする。

(5) パリ条約第 4 条 C(3)の規定を斟酌し、優先権主張の根拠となる出願の提出日後 6 月以内の日が優先日として主張される場合には、特許庁は、優先権の主張を抹消し、国際出願を提出する者にその旨を通知しなければならない。

規則 101 データ欄 7 商標の表示

(1) 商標の表示は、データ欄 7 のチェックボックス a に提示しなければならない。

(2) データ欄 7 のチェックボックス b は、空欄のままにしておかななければならない。

(3) 基礎登録又は基礎出願において提示した商標が白黒の場合は、チェックボックス a における商標の表示もまた白黒でなければならない。基本標章が彩色されている場合には、チェックボックス b における標章もまた彩色して表示しなければならない。

(4) 国際出願を提出する者が、指定締約国の官庁が使用する標準文字で表示された標章の様式(即ち、文字標章)で商標を登録することを希望する場合は、データ欄 7(c)のチェックボックスに印を付けなければならない。

- (5) 商標が色彩の組合せのみである場合は、データ欄 7(d)のチェックボックスに印を付けなければならない。
- (6) 商標の表示は、印刷機、コンピューター又はその他の手段を用いて作成することができる。
- (7) 商標の表示は、登録簿への記入、公告及び通信文の送付を可能にするために十分に明瞭でなければならない。

規則 102 データ欄 8 色彩の一覧

色彩の主張を提出する場合は、対応するチェックボックスに印を付けて、そこに色彩又は色彩の組合せを言葉で記載して、これを表示しなければならない。上記に加えて、係る色彩が使用される標章の主要部分を表示することができる。

規則 103 データ欄 9 各種データ

- (1) 標章が、一部又は全部においてアルファベット(ローマ字)又はアラビア若しくはローマ数字ではない要素からなる場合は、ローマ字又はアラビア数字への音訳を追加しなければならない。ローマ字への音訳に続いて、国際出願の言語における発音表記を記載しなければならない。
- (2) 標章が、一部又は全部において翻訳可能な単語からなる場合には、国際出願の言語にかかわらず、英語、フランス語若しくはスペイン語への翻訳文又はそれらすべての言語への翻訳文を追加することができる。
- (3) 標章の表示に加えて、基礎出願又は基礎登録が標章の説明を含む場合は、同じ説明を国際出願において提示することができる。
- (4) 国際出願を提出する者が標準文字での商標登録を希望しない場合、その者は、商標の基本的な言葉の部分を一覧にすることができ、これを国際事務局が ROMARIN データベースに入力し、標章の識別を求める通信文に使用するものとする。標章の言葉部分を記録しても、法律効果は一切有しない。
- (5) 国際出願において、国際出願を提出する者は、保護対象でない商標であって、出願人が法的保護を申請していない商標の要素を記載することができる。保護対象でない要素は、基礎登録又は基礎出願に含まれるか否かを問わず、これを示すことができる。

規則 104 データ欄 10 ニース分類に基づいて分類された商品及びサービスの一覧で類番号を付したもの

- (1) 商品及びサービスは、ニース分類に対応する類において群に分類しなければならず、類番号は各群の前に表示しなければならず、群に係る分類が定める類の順序で記載しなければならない。
- (2) データ欄 10 で一覧にした商品及びサービスは、基礎登録又は基礎出願の商品及びサービスの一覧に記載しなければならず、又は係る一覧に含まれるより広範な定義の対象にされなければならない。国際登録に含まれる商品及びサービスの一覧は、基礎登録又は基礎出願に記載された一覧よりも範囲を狭くすることができる。
- (3) 国際出願の商品及びサービスの一覧は、1 又は複数の指定締約国に関する制限を含むことができる。異なる締約国について異なる制限を定めることができる。

規則 105 データ欄 11 指定締約国

(1) 国際出願を提出する者が商標の保護を希望する国又は機関については、データ欄 11 のチェックボックスに印を付けるものとする。書式の印刷後に議定書を批准した又は議定書に加盟したという事実により、対応するチェックボックスがない締約国については、追加の注記をなすことができる。

(2) 議定書を批准していたか又は議定書に加盟していた締約国で、その批准又は加盟が発効していた締約国のみを指定することができる。

規則 106 データ欄 12 国際出願を提出する者又はその者の代理人の署名

(1) データ欄 12 において、国際出願を提出する者又はその者の代理人は、自己の署名及び署名日を記入しなければならない

(2) 複数の者が国際出願を提出する場合は、国際出願を提出する者全員又は係る者の代理人が署名しなければならない。

規則 107 データ欄 13 本国官庁の証明及び署名

データ欄 13 は、特許庁が記入する。

規則 108 手数料計算の頁

(1) 手数料計算の頁には、国際事務局用に開設された当座預金口座から必要な金額を移動する許可及び対応する指図を与えた当事者又は納付すべき手数料の総額、納付方法及び手数料を納付すべき当事者を含めるものとする。

(2) 手数料計算の頁には、以下の国際手数料の計算を記載するものとする。

1) 基本手数料

2) 国際出願に記載された締約国が、個別手数料を納付しなければならない締約国の一員である場合は、個別手数料

3) 個別手数料を一切納付する必要のない国の場合は、各指定締約国に対する補完手数料

4) 類 4 から始まる商品及びサービスの各類についての付加手数料:すべての指定締約国の場合に個別手数料を納付しなければならない場合、付加手数料は一切納付する必要はない

(3) 国際事務局用に開設された当座預金口座から支払が譲渡されなかった場合は、手数料を納付すべき者を表示しなければならない。国際出願を提出する者又は出願人の代理人が手数料を個人的に納付する場合は、手数料を納付した者の名称を表示するものとし、係る名称はデータ欄 2 又は 4 に記載された名称に対応しなければならない。

規則 109 商標又はサービスマークの使用目的に係る出願

(1) 標章の国際登録に関するマドリッド協定及び当該協定の議定書の共通指針の規則 7 に準拠して、議定書に基づいて指定された締約国が、標章の使用目的に関して、別個の様式で作成され国際出願を提出する者が署名した出願の提出を要求する旨を宣言した場合には、係る出願を国際出願に付属するものとする。

(2) 使用目的に係る出願の提出を要求するが、別個の書式により署名を付してこれを提出することを要請しない締約国の場合は、別個の文書の提出は要しない。

規則 110 代理人の選任に係る明細

(1) 特許代理人の名称及び宛先が国際出願のデータ欄 4 に記載されているが、国際出願を提出する者が国際出願に署名しておらず、権限を証明する委任状も一切特許庁に提出されていない場合、特許庁は、特許代理人が国際事務局との通信に限り選任されたとみなし、国際出願を提出する者に対する庁の通知を、国際登録出願に示されたエストニアに所在する宛先に転送するものとする。

(2) 特許代理人ではない者が国際出願のデータ欄 4 に代理人として記載されていた場合、特許庁は、当該代理人が国際事務局との通信に限り選任されたとみなし、国際出願を提出する者に対する庁の通知を、国際登録出願において示されたエストニアに所在する宛先に転送するものとする。

規則 111 国際登録出願の文章の書類を記入するための明細

(1) 国際出願の書類に示された日付は、日付の 2 桁のシンボル、月の 2 桁のシンボル及び年の 4 桁のシンボルの順で構成しなければならない。すべてのシンボルは、アラビア数字で書かれなければならない。日、月及び年はスラッシュ (/) で区分しなければならない。

(2) 国際出願を提出する者が自作の国際出願書式を使用する場合は、以下の要件を満たさなければならない。

- 1) 書式は A4 フォーマットでなければならない。かつ、その片面のみに記入することができる
- 2) 書式の文章部分は、番号を付し標題を付けた部分を含め、国際事務局が制定する書式と同一でなければならない
- 3) 公式の書式に記入すべきデータ欄がある場合、自作の書式はデータ欄に属する本文を繰り返さなければならない
- 4) 書式の一部の条項を使用しない又はこれらが該当しない場合は、それらを自作の書式から省略しないものとし、「申請せず」又は「記入せず」等の適切な注記を付けて印を付けなければならない
- 5) 国際出願の場合、標章の表示は、公式の書式について定めるものと同じの寸法のチェックボックスに適合しなければならない。

規則 112 国際出願における誤記及びその訂正

(1) エストニア共和国が国際出願を提出する者に関して出身国でない場合又は国際出願を提出する者がエストニア共和国において登録された商標を一切有していないか若しくはエストニア共和国に提出した商標の登録出願を一切行っていない場合、特許庁は国際出願を受理しないものとする。

(2) 国際出願において提出したデータによっても、特許庁が以下のことを証明することができない場合、特許庁は国際出願を国際事務局にて転送しないものとする。

- 1) 国際出願を提出する者が、基礎登録の所有者又は基礎出願に記載された出願人と同一人物であること
- 2) 国際出願のデータ欄 7 に記載された商標の表示が、基礎登録又は基礎出願に含まれる商標の表示と同一であること
- 3) 国際出願に、標章が立体標章又は団体標章、標章の言葉による説明である又は標章の識別的な特徴としての色彩の主張であるとの注記が含まれる場合は、これらが主たる登録又は基

礎出願に含まれたものと同一でなければならないこと

4) 国際出願において一覧にした商品及びサービスは、商品及びサービスの一覧に含まれており、特許庁が国際出願を認証した時点で、基礎登録又は基礎出願においても一覧にされたものであること

(3) (2)に記載する場合には、国際出願を提出する者が、特許庁が国際出願に署名できるように訂正したデータを提出した後に、特許庁は国際出願を国際事務局に転送するものとする。

(4) 国際出願を提出する者が、議定書を批准した又は議定書に加盟したが、批准又は加盟が未だ発効していない国又は機関を指定していた場合、特許庁は、国際出願を提出する者にその旨を通知するものとする。国際出願を提出する者は、係る指定を抹消するか又は出願を一時的に停止することができ、その場合、対応する批准又は加盟の発効日に当該出願が提出されたものとみなされる。

(5) 国際出願を提出する者が、国際出願の提出のための国の手数料を特許庁に納付しなかった場合、特許庁は、国際出願を提出する者が国の手数料の納付に関するデータを提出した後に、国際事務局に国際出願を提出するものとする。

(6) 国際出願が (1), (2), (4) 又は(5)に定めない誤記を含む場合、特許庁は国際出願を国際事務局に転送しなければならないが、誤りの訂正は国際事務局の請求に基づいて行うものとする。

規則 113 国際登録に続く指定を求める出願

(1) 国際登録後に、締約国の指定を求める出願を国際登録後に特許庁に提出することができる。

(2) 国際登録後の指定を求める出願を、所有者がかく要望し、かつ関係機関がそれに同意する場合には、国際事務局に直接又は正式に選任されたその他の国の機関を通じて提出することができる。

(3) 国際登録後の指定を求める出願は、国際事務局が制定する公式フォーマット MM4 で提出しなければならない。

(4) 国際出願を提出する者が自作した出願書式のフォーマット及び内容が公式フォーマットと同一の場合には、国際事務局が制定する公式フォーマットに代えて、自作の出願書式を使用することができる。

第6章 欧州共同体商標の出願を特許庁に提出する手続

規則 114 特許庁を通じた欧州共同体商標の登録出願手続

- (1) 欧州共同体商標(以下「共同体商標」という)の出願は、特許庁の受付部門に直接又は郵送で提出しなければならない。出願は、1年中毎日24時間、特許庁に開設された工業所有権対象物の法的保護の登録出願用の郵便箱に投函することもできる。
- (2) 共同体商標の出願を転送させるための国の手数料の納付に関するデータを、当該出願に付属しなければならない。
- (3) 特許庁が出願を実際に受理した日が当該出願の提出日とみなされる。このことは、郵送又は配達サービスを用いて出願を交付する場合にも適用する。

規則 115 欧州共同体商標意匠庁に共同体商標の出願の転送する場合の特許庁の行為

- (1) 特許庁は、受理日及び頁数を共同体商標の出願書類に記入するものとする。
- (2) 特許庁は、欧州共同体商標意匠庁に共同体商標出願を書留郵便で転送し、共同体商標出願を特許庁が受理した日、欧州共同体商標意匠庁に出願の転送した日及び頁数を出願人に通知するものとする。
- (3) 特許庁は、共同体商標出願と、共同体商標(OJ L 011, 14.01.1994, pp. 1-36)に関する理事会規則(EC) No 40/94(以下「共同体商標規則」という)及び委員会規則(EC)No2868/95, 共同体商標(OJ L 303, 15.12.1995, pp. 1-32)に関する施行理事会規則(EC)No40/94 が規定する方式及び実質要件との適合性を検証しない。
- (4) 特許庁は、欧州共同体商標意匠庁に対し、共同体商標規則 26.2 に定める手数料の納付を確認又は仲介しない。

第7章 共同体商標出願又は共同体商標の国内出願への出願変更を求める出願処理における特許庁の行為

規則 116 記録の開始及び登録簿におけるデータの記入

- (1) 共同体商標出願又は共同体商標の国内出願への変更出願(以下「変更出願」という)を特許庁が受理した後に、記入が開始される。
- (2) 記録が開始された場合、以下の記入をデータベースに行なうものとする。
 - 1) 出願番号の記入
 - 2) 出願提出日の記入
 - 3) 変更出願に含まれるデータの記入
 - 4) 提出書類に関する記入
- (3) 登録ファイルは、記録の開始時に開始するものとする。

規則 117 変更出願を提出する者の通知

- (1) 変更出願の受領後直ちに、特許庁は、変更出願の受理日並びに商標法第71条(3)に定めるデータ及び書類の提出期日を出願人に通知するものとする。
- (2) (1)に定める通知は、変更出願に定める特許代理人に転送するものとし、特許代理人が定められていない場合は、変更出願に記載された宛先に書留郵便で送付するものとする。
- (3) (2)に定める通知の不受理は、商標法第71条(3)に定めるデータ及び書類の特許庁に対する提出期日を遵守する出願人の義務を免じるものではない。

規則 118 取り下げとみなされる変更出願

- (1) 出願人が期日までに商標法第71条(3)に定めるデータ及び書類を特許庁に提出しない場合、特許庁は変更出願が取り下げられたとみなすものとする。
- (2) 取り下げられたとみなされる出願の処理は終了となる。

規則 119 例外

提出日又は優先日が2004年5月1日より前の共同体商標出願又は共同体商標の国内出願への変更の場合、国内出願の提出日又は優先日は2004年5月1日とみなされる。

第8章 実行規定

規則 120 法令の廃止

商標法に基づいて制定された以下の法令は廃止する。

- 1) 1998年4月7日付経済大臣規則第15号「商標及びサービスマークの登録出願書類に関する方式要件の設定及び係る書類の提出手続」(RTL 1998, 143/144, 545)
- 2) 1998年5月15日付経済大臣規則第21号「商標及びサービスマークの登録出願のデータベースの創設及び係る出願の処理」(RTL 1998, 181/182, 705)
- 3) 1998年4月7日付経済大臣規則第14号「登録証様式の記入に関する方式要件及び手続」(RTL 1998, 143/144, 544; 2004, 45, 766)
- 4) 1998年5月15日付経済大臣規則第19号「エストニア商標公報法規」(RTL 1998, 181/182, 703; 2001, 71, 974; 2002, 46, 640)
- 5) 1998年11月25日付経済大臣規則第44号「商標及びサービスマークの国際登録出願の特許庁に対する提出手続の制定」(RTL 1998, 360/361, 1531)
- 6) 1998年11月25日付経済大臣規則第40号「商標及びサービスマークの国際登録出願のデータベースの創設及び係る出願の国内処理」(RTL 1998, 360/361, 1527)
- 7) 1998年11月25日付経済大臣規則第39号「商標及びサービスマークの国際登録のデータベースの創設及びその国内処理」(RTL 1998, 360/361, 1526)

規則 121 施行規定

特許庁は、そのウェブサイト上に公開されたデータを、2005年3月1日までに、規則81(3)-(5)の規定に従うようにするものとする。